

平成 20 年 5 月 8 日  
広島県報定期第 35 号別冊

# 漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

## ( 区 画 漁 業 権 )

平成 20 年広島県告示第 471 号の別冊 5 冊のうち 2

江田島市, 呉市 海面

免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から  
平成 25 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 20 年 5 月 8 日から  
平成 20 年 7 月 7 日まで

1 公示番号 区第137号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町三吉, 高祖地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 沖美町高祖三高中学校沖合防波堤曲り角から防波堤沿い東へ40メートルの所

〃 2 〃 〃 〃 560メートルの所

ア 1から広島市南区弁天島東端を見通す線上240メートルの所

イ 〃 〃 〃 990メートルの所

ウ 2から広島市南区似島地獄鼻を見通す線上1,050メートルの所

エ 〃 〃 〃 200メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖

1 公示番号 区第138号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スアを結んだ13直線によって囲まれた区域。ただし, サセ, セソ, ソタ, タサを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

基 点 1 沖美町三高港東側防波堤突端

〃 2 〃 〃 〃 〃 三吉滝口造船所埋立地南東角から護岸沿い東へ68メートルの所

〃 3 〃 〃 〃 〃 沖美町かき殻海中一時堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所

〃 4 江田島市能美町と沖美町三吉との海岸線における境界

ア 1から13度380メートルの所

イ 〃 〃 〃 〃 1,620メートルの所

ウ	2 から 9 度 1,850 メートルの所
エ	〃 1,650 メートルの所
オ	4 から 352 度 1,900 メートルの所
カ	〃 広島市南区似島の高を見通す線上 670 メートルの所
キ	〃 23 度 310 メートルの所
ク	3 から 17 度 230 メートルの所
ケ	〃 17 度 190 メートルの所
コ	2 から 17 度 250 メートルの所
サ	〃 17 度 440 メートルの所
シ	〃 5 度 450 メートルの所
ス	〃 358 度 300 メートルの所
セ	〃 17 度 590 メートルの所
ソ	3 から 355 度 530 メートルの所
タ	〃 346 度 450 メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖

1 公示番号 区第139号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市沖美町高祖西港地先	
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	沖美町高祖西公園前のスベリ東側付け根から護岸沿い西へ	32 メートルの所
〃 2	〃	東へ8メートルの所
ア	1 から沖美町安渡島の灯台を見通す線上	8 メートルの所
イ	〃	25 メートルの所
ウ	2 から安渡島の灯台を見通す線上	25 メートルの所
エ	〃	8 メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖

1 公示番号 区第140号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- |       |   |                  |
|-------|---|------------------|
| 漁場の位置 | 江田島市沖美町三吉地先                                   |                  |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 |                  |
| 基 点 1 | 沖美町三吉野村水産埋立地北東角                               |                  |
| 〃 2   | 〃 小島港西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ5メートルの所                |                  |
| ア     | 1から広島市南区似島地獄鼻を見通す(6度30分)線と距岸10メートルの線との交点      |                  |
| イ     | 〃   | 線上50メートルの所       |
| ウ     | 2から沖美町安渡島の燈台を見通す線上50メートルの所                    |                  |
| エ     | 〃   | 線と距岸10メートルの線との交点 |

3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖

1 公示番号 区第141号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- |       |  |        |
|-------|--|--------|
| 漁場の位置 | 江田島市沖美町三吉地先  |        |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、沖美町かき殻海中一時堆積場の区域を除く。 |        |
| 基 点 1 | 沖美町三吉滝口造船所埋立地南東角から護岸沿い東へ10メートルの所   |        |
| 〃 2   | 〃 江田島市かき殻海中一時堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所                                |        |
| 〃 3   | 〃 21メートルの所   |        |
| ア     | 1から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す(3度)線と距岸7メートルの線との交点                                   |        |
| イ     | 〃  | 線上60メー |

- トルの所
- ウ 2 から地獄鼻の高を見通す (358 度) 線上 60 メートルの所
- エ 3 から護岸に直角の線上 60 メートルの所
- オ // 線と距岸 7 メートルの線との交点
- 3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖
- 1 公示番号 区第 1 4 2 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市沖美町三吉地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 沖美町三吉野村水産埋立地北東角から護岸沿い西へ 10 メートルの所
- // 2 // 小島港東側防波堤西端
- ア 1 から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す (10 度) 線上 150 メートルの所
- イ // 250 メートルの所
- ウ 2 から地獄鼻の高を見通す (5 度) 線上 180 メートルの所
- エ // 80 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖

- 1 公示番号 区第 1 4 3 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市沖美町絵の島地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 絵の島北西の鼻
- // 2 // 北東の鼻
- ア 1 から 30 度 240 メートルの所

- イ                    "                    750メートルの所
- ウ                    2から広島市南区弁天島南端を見通す(58度)線上640メートルの所
- エ                    "   (73度)線上130メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第144号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市沖美町絵の島地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 絵の島東の鼻
- ア 1から45度30分200メートルの所
- イ " 53度685メートルの所
- ウ " 68度740メートルの所
- エ " 90度230メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第145号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市沖美町大奈佐美島北側地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 大奈佐美島エンマ鼻北西端
- " 2 " タナゴ石の鼻
- " 3 2から東へ1番目の鼻(上源兵衛の浜と下源兵衛の浜との間の鼻)
- " 4 大奈佐美島源兵衛鼻の高の下のデコ岩(源兵衛鼻のくぼみの岩)
- ア 1から廿日市市宮島町権現鼻を見通す(328度)線上100メートルの所

イ	〃	270 メートルの所
ウ	2 から 9 度 30 分 500 メートルの所	
エ	3 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す (12 度) 線上 760 メートルの所	
オ	4 から広島市南区弁天島西端を見通す (29 度) 線上 780 メートルの所	
カ	〃	50 メートルの所
キ	2 から 9 度 30 分 50 メートルの所	

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第 1 4 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町亀内地先  
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1	沖美町美能銭亀の鼻から東へ 1 番目の鼻
〃 2	〃 高祖西港西側物揚場北側の防波堤付け根から東へ 22 メートルの所

ア 1 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す (0 度) 線上 230 メートルの所

イ 〃 720 メートルの所

ウ 2 から広島市南区弁天島東端を見通す (4 度) 線上 1,200 メートルの所

エ 〃 350 メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第 1 4 7 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島地先

漁場の区域 次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ1を結んだ5直線によって囲まれた区域

基点 1 大黒神島押島鼻(北端)

〃 2 〃 牛石鼻

ア 1から沖美町入鹿鼻を見通す(0度)線上2,800メートルの所

イ 1から沖美町是長港南防波堤付け根を見通す(14度30分)線上2,900メートルの所

ウ 1から沖美町正光港西側石積スベリ西側付け根を見通す(46度)線と2から沖美町見付石を見通す(345度)延長線との交点

エ 2から見付石を見通す(345度)線上50メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町(ただし, 是長, 畑, 岡大王を除く。), 能美町鹿川

1 公示番号 区第148号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期

第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町美能大泊地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ, エオ, オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基点 1 沖美町美能銭亀の鼻の南側護岸北端

〃 2 〃 旧能美水産作業場埋立地西の護岸波がえし東端

〃 3 〃 大泊の鼻の東側護岸西端

ア 1から沖美町美能内港東側防波北側付け根から北東へ48メートルの所を見通す線上30メートルの所

イ 〃

〃 線と距岸5メートルの線との交点

ウ 3から沖美町大奈佐美島東端を見通す(344度)線と距岸5メートルの線との交点

エ 〃 線上40メートルの所

オ 2から大奈佐美島東端を見通す(342度)線上50メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能



1 公示番号 区第149号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町高祖地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 50 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 沖美町高祖亀田鼻

〃 2 〃 高祖西港西の宝原川河口右岸角から護岸沿い東へ 65 メートルの所

ア 1 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

イ 〃 50 メートルの線との交点

ウ 2 から沖美町安渡島の高を見通す (20 度) 線と距岸 50 メートルの線との交点

エ 〃 10 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第150号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場地先

漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ2直線とウアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 大黒神島白瀬湾西側の鼻

〃 2 〃 白瀬船着場 (スベリ) 西側付け根から護岸沿い北西へ 25 メートルの所

ア 1 から大黒神島白瀬川河口左岸角を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

イ 〃 2 から沖美町岡大

ウ 王沖漁協建物西端を見通す（20度）線との交点  
2から沖漁協建物西端を見通す（20度）線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第151号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市沖美町岸根の鼻地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域	
基 点 1	沖美町旧がね海水浴場船着場北側のスベリ南側付け根	
〃 2	沖美町岸根の鼻東端	
ア	1から沖美町美能銭亀の鼻を見通す（100度）線上120メートルの所	
イ	〃	50メートルの所
ウ	2から銭亀の鼻を見通す（110度）線上30メートルの所	
エ	〃	100メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第152号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市沖美町大黒神島地先（白瀬川）	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	白瀬川河口左岸角から護岸沿い西へ35メートルの所（水路右岸角）	
〃 2	〃	200メートルの所（パラペット切欠西角）
ア	2から沖美町小黒神島東端を見通す線上350メートルの所	

- イ 1 から沖美町入鹿鼻を見通す (347 度) 線上 290 メートルの所
- ウ // 180 メートルの所
- エ 2 から小黒神島東端を見通す線上 195 メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町岡大王, 畑

1 公示番号 区第153号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市江田島町津久茂裏長浜地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 江田島町タコ岩の鼻 (西側のカーブミラーの所)
- // 2 // 津久茂権現鼻北端
- ア 1 から江田島市沖美町大奈佐美島南端を見通す線上 570 メートルの所
- イ // 261 度 250 メートルの所
- ウ 2 から 281 度 540 メートルの所
- エ // 870 メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第154号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市江田島町津久茂裏長浜地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 江田島町タコ岩の鼻 (西側のカーブミラーの所)
- // 2 // から道路沿い東へ170メートルの所 (スベリ取付部北西端から東へ10メートルの所)
- // 3 // 津久茂権現鼻北端
- ア 1 から 250 度 190 メートルの所
- イ 2 から 180 度 110 メートルの所

- ウ 3 から 281 度 130 メートルの所  
 エ // 470 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市能美町高田，中町，大柿町飛渡瀬，江田島町宮ノ原
- 1 公示番号 区第155号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市大柿町飛渡瀬地先  
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界（江田島湾奥大新開樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所）
- ア 1 から 351 度 1,010 メートルの所  
 イ // 4 度 30 分 1,010 メートルの所  
 ウ // 470 メートルの所  
 エ // 351 度 470 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市大柿町飛渡瀬
- 1 公示番号 区第156号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市能美町高田，中町地先  
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角の西端  
 // 2 // 高田と中町との海岸線における境界（道路中央線の延長と護岸との交点）から護岸沿い北西へ40メートルの所  
 // 3 // 中町水の元橋左岸北角から護岸沿い北西へ78メートルの所（排水口西端から護岸沿い西へ4メートルの所）  
 // 4 // 長瀬つり棧橋突堤突端の北角  
 // 5 // 長瀬海水浴場護岸東端スベリ西側付け根  
 // 6 // 長瀬梅木のくぼ旧簡易保険保養センター西の埋立地護岸北

- 西角
- 〃 7 江田島市江田島町津久茂小島新開南西物揚場東のスベリ取付部東端から護岸沿い東へ95メートルの所
- ア 1から江田島町自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線と3から江田島町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(1から270メートルの所)
- イ 2から能美町松ヶ鼻を見通す(168度)線と3から江田島町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(2から580メートルの所)
- ウ 〃 線上1,020メートルの所
- エ 4から江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す(331度30分)線上350メートルの所
- オ 〃 〃 690メートルの所
- カ 5から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(336度30分)線上900メートルの所
- キ 〃 〃 780メートルの所
- ク 6から7を見通す(347度)線上720メートルの所
- ケ 〃 と自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線との交点
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第157号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町高田松ヶ窪地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 能美町高田湯田かき作業場埋立地北西角(道路との交点)から護岸沿い北西へ100メートルの所

〃 2 〃 新宮レンガ工場跡敷地北角(防波堤付け根)

ア 1から江田島市江田島町津久茂山の高(263メートル)を見通す(59度)線上130メートルの所



- メートルの所
- 〃 2 〃 梅迫川河口右岸角から護岸沿い東へ 10 メートルの所
- 〃 3 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界（江田島湾奥大新開樋門中央から護岸沿い東へ 36 メートルの所）
- ア 2 から 1 を見通す線上 10 メートルの所
- イ 〃 95 メートルの所
- ウ 3 から 350 度 140 メートルの所
- エ 〃 20 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第 1 6 0 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町飛渡瀬高須新開地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 60 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1	高須新開北角（新高須川河口右岸角）
〃 2	大柿町飛渡瀬大正新開北角（高須川河口右岸角）
ア	1 から江田島市江田島町鷺部江田島ボーリング場敷地南西角を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
イ	〃
	〃 60 メートルの線との交点
ウ	2 から 50 度の線と距岸 60 メートルの線との交点
エ	〃 5 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田，大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第 1 6 1 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開地先

- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 大盤新開北東角(内角)から護岸沿い南へ20メートルの所  
 " 2 1から護岸沿い南東へ50メートルの所  
 " 3 大盤新開東角(小川河口左岸角)から護岸沿い北へ10メートルの所
- ア 1から護岸に直角に10メートルの所  
 イ " 50メートルの所  
 ウ 2から護岸に直角に50メートルの所  
 エ 3から護岸に直角に70メートルの所  
 オ " 20メートルの所  
 カ 2から護岸に直角に10メートルの所
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第162号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町岡村新開, 大柿町落走新開地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし, 岡村新開小川第1橋梁右岸付け根を中心とした半径35メートルの区域を除く。

- 基 点 1 2から護岸沿い北西へ130メートルの所  
 " 2 岡村新開南角(小川河口左岸角)  
 " 3 落走新開南東角
- ア 1から江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点  
 イ " 線上  
 30メートルの所  
 ウ 2から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上90メートルの所  
 エ 3から護岸に直角に60メートルの所  
 オ " の線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町



1 公示番号 区第163号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町中町坪崎地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 坪崎新開護岸北端

〃 2 能美町中町岡村新開北東角

〃 3 2から護岸沿い南へ35メートルの所

ア 1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 〃 線上50メートルの所

ウ 2から江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上50メートルの所

エ 3から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上40メートルの所

オ 〃 線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第164号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町中町大あじろ地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 能美町松ヶ鼻南東側埋立地南東角

〃 2 1から海岸沿い南へ102メートルの所(旧簡易保険センター排水  
管コンクリート蔽いから南へ6メートルの洞穴)

ア 1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上5メートルの所

- |   |                               |           |
|---|-------------------------------|-----------|
| イ | 〃                             | 20 メ      |
|   | ートルの所                         |           |
| ウ | 2 から鷺部公園護岸南西角を見通す線上 50 メートルの所 |           |
| エ | 〃                             | 10 メートルの所 |
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第165号

2 免許の内容たるべき事項

- |          |            |                |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- |       |  |                  |
|-------|--|------------------|
| 漁場の位置 | 江田島市能美町中町長瀬地先  |                  |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 |                  |
| 基 点 1 | 能美町中町長瀬海水浴場東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い北西へ45メートルの所                     |                  |
| 〃 2   | 〃 長瀬海岸養浜工の埋立地東付け根(道路との交点)から護岸沿い東へ7メートルの所                     |                  |
| 〃 3   | 能美町梅木のくぼ旧簡易保険センター西の埋立地護岸北西角                                  |                  |
| 〃 4   | 能美町松ヶ鼻突端   |                  |
| ア     | 1とイを結んだ線と2から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線との交点                         |                  |
| イ     | 3から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上30メートルの所                              |                  |
| ウ     | 〃  | 85メートルの所         |
| エ     | 4から能美町能美海上ロジ建物南角を見通す線上160メートルの所                              |                  |
| オ     | 〃  | 線と距岸10メートルの線との交点 |
| カ     | 2から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線と道路護岸沿い距岸10メートルの線との交点                 |                  |

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第166号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町中町胡川地先  
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカを結んだ5直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキク, クアを結んだ2直線とによって囲まれた区域

- |       |  |
|-------|--|
| 基 点 1 | 能美町中町港棧橋駐車場埋立地南東角（歩道との交点）から護岸沿い東へ38メートルの所                    |
| 〃 2   | 〃 中町水の元橋左岸北側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所                              |
| 〃 3   | 〃 右岸北側付け根  |
| 〃 4   | 〃 能美海上ロッジへ通じる道路取付部北西角（カーブミラー及びロッジ入口看板前の護岸内角）から護岸沿い西へ45メートルの所 |
| ア     | 1から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上10メートルの所                              |
| イ     | 〃 80メートルの所   |
| ウ     | 2から津久茂南西端を見通す線上90メートルの所                                      |
| エ     | 3から津久茂の高を見通す線上70メートルの所                                       |
| オ     | 4から能美町遠崎の鼻を見通す線上50メートルの所                                     |
| カ     | 〃 線と距岸10メートルの線との交点   |
| キ     | 3から江田島町津久茂の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点                             |
| ク     | 2から津久茂南西端を見通す線上20メートルの所                                      |

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第167号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町石井新開地先  
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区

		域
基 点	1	2 から防波堤沿い東へ 70 メートルの所 (防波堤曲がり角)
	2	能美町高田南区船だまり南側防波堤南側付け根
	3	埋立地付け根から護岸沿い南東へ 55 メートルの所
	4	中町かき作業場石積砂防堤 (中田港見浪防波堤北西の石積砂防堤) 突端
	5	中田港見浪防波堤北側の沖防波堤北西端
ア		1 から 5 を見通す線上 10 メートルの所
イ		線と 3 から 55 度の線との交点
ウ		2 から 4 を見通す線と 3 から 55 度の線との交点
エ		線上 10 メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第 1 6 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町石井新開地先  
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点	1	能美町高田南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ 70 メートルの所 (防波堤曲がり角)
	2	能美町高田森野造船所埋立地北角 (スベリ段差上部北角) から護岸沿い南東へ 10 メートルの所
	3	高下川河口左岸角 (階段と護岸との接点) から道路沿い北へ 13 メートルの所
	4	中田港見浪防波堤北側の沖防波堤北西端
ア		2 から江田島市江田島町古鷹山の高 (377 メートル) を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
イ		線 と 1 から 4 を見通す線との交点
ウ		3 から能美町能美海上ロジック建物南角を見通す線と 1 から 4 を見通す線との交点



(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町高田南区船だまり地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基 点 1	能美町高田沖南区船だまり南側防波堤付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所
〃 2	〃 突端
〃 3	〃 南区船だまり北側防波堤突端
〃 4	〃 の付け根から防波堤沿い東へ1番目の曲がり角
〃 5	〃 付け根
ア	1から5を見通す線上10メートルの所
イ	〃 能美町松ヶ鼻を見通す線と2から3を見通す線との交点
ウ	4から20度の線と2から3を見通す線との交点
エ	〃 線上20メートルの所
オ	5から1を見通す線上30メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第171号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町高田松ヶ窪地先
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカ, カキを結んだ4直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	能美町高田湯田かき作業場埋立地南西角から護岸沿い南東へ30メートルの所
〃 2	〃 新宮レンガ工場跡埋立地北側付け根(道路との交点)から護岸沿い北へ150メートルの所(排水口南側)
〃 3	〃 45メートルの所
〃 4	〃 敷地北角(防波堤取付部北西端)
ア	1から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点



- |          |            |                |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- |       |  |                                     |
|-------|--|-------------------------------------|
| 漁場の位置 | 江田島市能美町高田遠崎地先                                  |                                     |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 |                                     |
| 基 点 1 | 能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側鉄扉中央から護岸沿い北へ2メートルの所       |                                     |
| 〃 2   | 〃  | 埋立地南側付け根階段東の護岸角から護岸沿い南へ32メートルの護岸付け根 |
| ア     | 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸5メートルの線との交点     |                                     |
| イ     | 〃  | 線上<br>35メートルの所                      |
| ウ     | 2から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(84度)線上25メートルの所       |                                     |
| エ     | 〃  | 線<br>と距岸5メートルの線との交点                 |

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第174号

2 免許の内容たるべき事項

- |          |            |                |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- |       |   |           |
|-------|---|-----------|
| 漁場の位置 | 江田島市能美町高田遠崎地先   |           |
| 漁場の区域 | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸25メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 |           |
| 基 点 1 | 能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側鉄扉中央から護岸沿い北西へ50メートルの所                      |           |
| 〃 2   | 〃   | 〃 5メートルの所 |
| ア     | 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸7メートルの線との交点                      |           |
| イ     | 〃   |           |



- ウ // 25メートルの線との交点  
2から津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸25メートルの線との交点
- エ // 7メートル  
の線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田，中町

1 公示番号 区第175号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市能美町高田遠崎地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸20メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 能美町能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ20メートルの所

// 2 // 高田遠崎小川の河口（鉄扉）中央から護岸沿い北へ138メートルの所

ア 1から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す線と距岸5メートルの線との交点

イ //  
// 20メートルとの交点

ウ 2から江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸20メートルの線との交点

エ // 5  
メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田，中町

1 公示番号 区第176号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市能美町高田とうあみだ地先

漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 28 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 8 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点	1	能美町と江田島市沖美町三吉との海岸線における境界
	2	1 から護岸沿い南東へ 200 メートルの所
ア		1 から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通す線と距岸 8 メートルの線との交点
イ		28 メートルの線との交点
ウ		2 から江田島町たこ岩の鼻を見通す線と距岸 28 メートルの線との交点
エ		8 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第177号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町鹿川大矢地先	
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ 90 メートルの所
	2	石垣新開護岸北角から護岸沿い北へ 50 メートルの所
ア		1 から能美町鹿川鎌木灯台防波堤 (鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤) 中央曲がり角南端を見通す線上 130 メートルの所
イ		400 メートルの所
ウ		2 から能美町ヒク岩を見通す線上 320 メートルの所
エ		130 メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第178号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町鹿川鎌木地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 能美町鹿川鎌木南防波堤(灯台防波堤)南側付け根から護岸沿い南へ50メートルの所

〃 2 〃 と江田島市大柿町との海岸線における境界線

ア 1から能美町鹿川エムシーターミナル(株)111号タンク南端を見通す線上200メートルの所

イ 〃  
〃 350メートルの所

ウ 2からエムシーターミナル(株)108号タンク南端を見通す線上380メートルの所

エ 〃 230  
メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第179号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島深浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ, キク, クアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点 1 大黒神島牛石鼻

〃 2 〃 深浦のクボ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ55メートルの所

〃 3 〃 ガンプリの鼻

〃 4 〃 刈浜の北西端(3から南へ1番目の鼻)

〃 5 〃 宮城鼻

- ア 1 から沖美町大矢鼻（江田島市能美町と沖美町との海岸線における境界）を見通す（76 度）線上 50 メートルの所
- イ //
- ウ 200 メートルの所
- エ 4 から江田島市大柿町沖野島片山鼻北端を見通す(97 度)線上 350 メートルの所
- オ 5 から片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す（97 度）線上 200 メートルの所
- カ //
- キ 線と距岸 50 メートルの線との交点
- ク 4 から片山鼻北端を見通す（97 度）線と距岸 50 メートルの線との交点
- ク 3 から大柿町深江赤羽根崎を見通す（79 度）線上 50 メートルの所
- ク 2 から赤羽根崎を見通す（84 度）線上 150 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市能美町鹿川，沖美町美能

1 公示番号 区第180号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町鹿川大矢地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 能美町鹿川石垣新開護岸南側階段南側付け根（カーブミラー）
- ” 2 1 から護岸沿い南へ 165 メートルの所 （護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱）

ア 1 から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所

イ //

ウ 50 メートルの所

エ 2 から大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所

エ //

7 メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第181号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町鹿川大矢地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基 点 1	能美町鹿川石垣新開護岸北角
〃 2	1から護岸沿い北へ55メートルの所
〃 3	〃 180メートルの所
〃 4	能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ付け根から護岸沿い南へ59メートルの所
〃 5	〃 39メートルの所(カーブミラー)
ア	1から能美町鹿川鎌木江能広域浄化センター排水口を見通す線上50メートルの所
イ	3から能美町ヒク岩を見通す線上30メートルの所
ウ	4から能美町鎌木南防波堤(灯台防波堤)突端を見通す線上30メートルの所
エ	5から能美町鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上20メートルの所
オ	〃 4メートルの所
カ	4から能美町鎌木南防波堤突端を見通す線上3メートルの所
キ	3から能美町ヒク岩を見通す線上3メートルの所
ク	2から能美町鹿川鎌木江能広域浄化センター排水口を見通す線上5メートルの所
ケ	〃 27メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第182号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市能美町鹿川地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ 71 メートルの所  
 // 2 // 大矢川河口左岸護岸のスベリ北側付け根から北へ 20メートルの所 (排水口中央)
- ア 1から能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上5メートルの所  
 イ // 30メートルの所  
 ウ 2から能美町鎌木灯台防波堤 (鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤) 中央曲がり角南端を見通す線上30メートルの所  
 エ // 5メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第183号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市能美町鹿川文久新開地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 文久新開第2樋門南西の護岸角  
 // 2 1から護岸沿い西へ120メートルの所
- ア 1から江田島市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上12メートルの所  
 イ // 69メートルの所  
 ウ 2から能美町鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上69メートルの所  
 エ // 12メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第184号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町小古江地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大原と能美町との海岸線における境界

〃 2 〃 小古江船頭鼻

〃 3 〃 小船頭鼻

〃 4 〃 余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段北西側付け根

〃 5 〃 余防樋門中央（4から護岸沿い南東へ100メートルの所）

〃 6 〃 明神鼻南のスベリ北側護岸西角

ア 1から江田島市沖美町大黒神島南東端を見通す線上100メートルの所

イ 2から216度80メートルの所

ウ 5から大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上60メートルの所

エ 6から265度30分30メートルの所

オ 〃 110メートルの所

カ 4からガンコウジ北東角を見通す線上130メートルの所

キ 3から215度310メートルの所

ク 2から216度330メートルの所

ケ 1から大黒神島南東端を見通す線上400メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第185号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町深江大附地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	大柿町深江大附防波堤南側付け根
〃	2	1から海岸沿い南へ136メートルの所
ア		2から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す線上170メートルの所
イ		〃
		〃 425メートルの所
ウ		1からエムシーターミナル(株)115号タンク北端を見通す線上375メートルの所
エ		〃
		150メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第186号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町大原地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域	
基 点	1	大柿町大原博栄興産(株)荷揚げ場南角
〃	2	〃 柿木鼻から北東へ1番目の鼻の南端
〃	3	〃 土石の鼻南端から護岸沿い北東へ70メートルの所
ア		1から呉市倉橋町伝太郎鼻を見通す線上320メートルの所
イ		2から180度150メートルの所
ウ		3から166度140メートルの所
エ		〃 440メートルの所
オ		1から伝太郎鼻を見通す線上630メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第187号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----



第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町小古江地先  
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ2直線とオカを距岸5メートルで結んだ線とカキ、キク、クケ、ケアを結んだ4直線とによって囲まれた区域

基 点 1 大柿町小古江ふれあいセンター埋立地北西角から護岸沿い西へ35メートルの所  
" 2 " 南西角  
" 3 " 余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段西側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所  
" 4 3から護岸沿い南東へ22メートルの所  
" 5 4から護岸沿い南東へ20メートルの所  
" 6 5から護岸沿い南東へ93メートルの所  
" 7 大柿町深江大附ガンコウジ北東角から護岸沿い南西へ356メートルの護岸内角

ア 1から大柿町小古江明神鼻を見通す線と2からガンコウジ北東角を見通す線との交点  
イ 2からガンコウジ北東角を見通す線と距岸3メートルの線との交点  
ウ 余防川右岸の延長線と距岸3メートルの線との交点  
エ 3から7を見通す線上20メートルの所  
オ 4から7を見通す線と距岸5メートルの線との交点  
カ 6からガンコウジ北東角を見通す線と距岸5メートルの線との交点  
キ " 線上40メートルの所  
ク 5から7を見通す線上45メートルの所  
ケ 1から明神鼻を見通す線上180メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第188号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町小古江地先

漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線によって囲まれた区域。ただし, 大柿町小古江峰ヶ迫川両岸の延長線ではさまれた区域を除く。
基 点 1	大柿町小古江明神鼻南のスベリ南側付け根
〃 2	1から護岸沿い南東へ82メートルの所
〃 3	大柿町小古江峰ヶ迫川河口右岸角
〃 4	〃 萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ9メートルの所
〃 5	〃 33 メートルの所
ア	1から大柿町深江大附佐々木造船所の船台中央を見通す(248度)線上5メートルの所
イ	〃 〃 30メートルの所
ウ	3から大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上80メートルの所
エ	〃 60メートルの所
オ	5から防波堤に直角に5メートルの所
カ	4から防波堤に直角に5メートルの所
キ	2からガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上10メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第189号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町深江大附地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	大柿町深江赤羽根崎西端から海岸沿い北へ115メートルの所
〃 2	〃 大附西側防波堤南側付け根から海岸沿い南へ136メートルの所
ア	1から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す(279度)

- 線上 220 メートルの所
- イ //
- // 410 メートルの所
- ウ 2 から能美町鹿川エムシーターミナル(株)103 号タンク北端を見通す (280 度) 線上 350 メートルの所
- エ //
- // 170 メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第190号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町沖野島片山鼻地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸100メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 沖野島中殿の鼻南西端
- // 2 // 片山鼻北西端
- // 3 // の北東側護岸の東角から護岸沿い北西へ7メートルの所
- ア 1 から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す線と距岸100メートルの線との交点
- イ // 線上600メートルの所
- ウ 3 から354度690メートルの所
- エ // 大柿町深江赤羽根崎防波堤の付け根から南へ1番目の曲り角を見通す線上420メートルの所
- オ 2 から大柿町深江漁港南防波堤の北端の赤灯台を見通す線と距岸100メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第191号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町沖野島地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	沖野島片山鼻の北東側護岸の北角から護岸沿い南東へ 21 メートルの所
〃 2	〃 こじヶ窪の鼻
〃 3	〃 中の鼻北端
〃 4	大柿町深江深江産業(株) 入口北側付け根から護岸沿い北へ 104 メートルの所
〃 5	〃 唐串の鼻西端(深江漁港南側防波堤に隣接する深江汚水中継ポンプ場南側付け根から道路沿い南西へ 54 メートルの所)
ア	2 から大柿町深江赤羽崎防波堤突端(黄色灯標)を見通す線上 380 メートルの所
イ	〃 570 メートルの所
ウ	5 から 3 を見通す線上 250 メートルの所
エ	1 から 4 を見通す線と 3 から 5 を見通す線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第192号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町沖野島大番地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	大柿町沖野島橋南側橋脚北側付け根から護岸沿い南西へ 150 メートルの所(排水口)
〃 2	沖野島大番イケス樋門中央
ア	1 から沖野島橋北側の鼻西端を見通す線上 140 メートルの所
イ	〃 30 メートルの所
ウ	2 から大柿町深江新開旧いわし加工場西側護岸のスベリ北側付け根を見通す線上(49度) 30 メートルの所
エ	〃

130メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第193号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- |       |                                    |           |
|-------|------------------------------------|-----------|
| 漁場の位置 | 江田島市大柿町深江白水地先                      |           |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域     |           |
| 基 点 1 | 大柿町深江釣附こんぼうず岩西端                    |           |
| 〃 2   | 〃 芦の浦コンクリート護岸北西角                   |           |
| ア     | 1から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上120メートルの所 |           |
| イ     | 〃                                  | 330メートルの所 |
| ウ     | 2から大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上430メートルの所      |           |
| エ     | 〃                                  | 200メートルの所 |

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第194号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- |       |  |            |
|-------|--|------------|
| 漁場の位置 | 江田島市大柿町深江大附ガンコウジ地先   |            |
| 漁場の区域 | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸5メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 |            |
| 基 点 1 | ガンコウジ北東角から護岸沿い南西へ356メートルの護岸内角  |            |
| 〃 2   | 〃  | 205メートルの所  |
| 〃 3   | 〃  | 南へ60メートルの所 |
| ア     | 1から320度80メートルの所  |            |
| イ     | 2から310度の線と距岸30メートルの線との交点   |            |
| ウ     | 3から大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸30メートルの線と  |            |



- 基 点 1 大黒神島深浦のくぼ北側1番目の鼻  
 " 2 " 新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ30メートルの所(護岸階段北側付け根)  
 " 3 " 海岸沿い東へ60メートルの所  
 ア 1から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点  
 イ " 2から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す(84度)線との交点  
 ウ 2から赤羽根崎を見通す(84度)線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第197号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大原地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 大柿町大原土石の東鼻から護岸沿い北東へ130メートルの所  
 " 2 " ゲゲトリハナ鼻南端護岸角から護岸沿い北西へ60メートルの所  
 ア 1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上200メートルの所  
 イ 2から160度130メートルの所  
 ウ " 380メートルの所  
 エ 1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上470メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第198号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大原黒嶽地先  
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域  
 基 点 1 大柿町ゲゲトリハナ鼻東側付け根の洋新建設(株)棧橋東側護岸排水口右岸角  
 " 2 " 大原下方鼻東側付け根(丸石)  
 ア 1から160度200メートルの所  
 イ 2から倉橋町小串の鼻を見通す線上270メートルの所  
 ウ " 590メートルの所  
 エ 1から160度460メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君，柿浦

1 公示番号 区第199号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君白ヶ浦、長浜地先  
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ6直線によって囲まれた区域  
 基 点 1 大柿町長瀬鼻南端  
 " 2 " 大君追の浦の中間鼻東端  
 " 3 " 長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻  
 " 4 " の東側  
 付け根から海岸沿い東へ42メートルの所  
 ア 1から呉市倉橋町小串の東鼻を見通す線上50メートルの所  
 イ 2から3を見通す線上170メートルの所  
 ウ 3から170度100メートルの所  
 エ 4から倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上70メートルの所  
 オ " 240メートルの所  
 カ 1从小串の東鼻を見通す線上380メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君，柿浦

1 公示番号 区第200号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----



第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君明神鼻地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大君南城中鼻（セブンイレブン埋立地と護岸との交点から護岸沿い南へ71メートルの所）  
" 2 " まちが鼻南側埋立地北側付け根（榊山勝建設大君作業所埋立地北側付け根）から護岸沿い北へ72メートルの護岸階段付け根切欠の中央  
" 3 " 榊山勝建設大君作業所埋立地南西角付け根から護岸沿い南へ140メートルの所

ア 1から呉市音戸町早瀬ホーシ鼻を見通す線上50メートルの所  
イ " 150メートルの所  
ウ 3から音戸町早瀬流田鼻を見通す線上150メートルの所  
エ " 80メートルの所  
オ 2から流田鼻を見通す線上110メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君、柿浦

1 公示番号 区第201号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ40メートルの所  
" 2 " 道路沿い南へ265メートルの所

ア 1から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上90メートルの所  
イ " 190メートルの所  
ウ 2から音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上220メートルの所  
エ " 130メートル

ルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第202号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- |       |   |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 江田島市大柿町引島地先   |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クアを結んだ8直線によって囲まれた区域     |
| 基 点 1 | 大柿町柿浦漁港東側防波堤とかき筏組立場北側護岸との交点から63メートルの所(東側付け根から1番目の曲り角) |
| 〃 2   | 〃 大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所                        |
| 〃 3   | 引島南側防波堤東側付け根  |
| ア     | 1から呉市音戸町三ツ子島の北の高(16メートル)を見通す(59度)線上790メートルの所          |
| イ     | 〃 第1棧橋北ブロック北西角を見通す(61度)線上1,290メートルの所                  |
| ウ     | 2から呉市音戸町田原田原漁業協同組合の建物南角を見通す(88度)線上700メートルの所           |
| エ     | 〃 380メートルの所   |
| オ     | 3から60度の線とアエを結んだ線との交点                                  |
| カ     | 〃 70度115メートルの所  |
| キ     | 1から84度725メートルの所                                       |
| ク     | 〃 の線とアエを結んだ直線との交点                                     |

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第203号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- |       |               |
|-------|---------------|
| 漁場の位置 | 江田島市大柿町柿浦漁港地先 |
|-------|---------------|

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 大柿町柿浦山本かき作業場北側の小川河口右岸角から西へ7メートルの所(作業場と護岸の接点)
- 〃 2 〃 柿浦漁港北護岸付け根
- ア 1 から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す(89度)線上240メートルの所
- イ 〃
- ウ 2 から87度630メートルの所
- エ 〃 200メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第204号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君坪土地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 大柿町坪土の南鼻北東端

〃 2 〃 梶掛ノ鼻北端

ア 1 から大柿町坪土の北鼻南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点

イ 〃 30メートルの線との交点

ウ 2 から大柿町釣出し鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点

エ 〃 5メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第205号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先
- 漁場の区域 次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸25メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 大柿町大君坪土の北鼻南端から海岸沿い北へ60メートルの所
- " 2 " 中の鼻南端から海岸沿い北西へ20メートルの所
- ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
- イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点
- ウ " 25メートルの線との交点
- エ 1から2を見通す線と距岸25メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第206号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 中の鼻北側魚類養殖場栈橋北側付け根
- " 2 " 北東端
- ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
- イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第207号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町大君王泊地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで

結んだ線とによって囲まれた区域

- |     |   |                              |
|-----|---|------------------------------|
| 基 点 | 1 | 大柿町釣出し鼻南東端                   |
| 〃   | 2 | 〃 丸小島南端                      |
| 〃   | 3 | 〃 中の鼻北端                      |
| 〃   | 4 | 〃 北東端                        |
| ア   |   | 1 から 4 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| イ   |   | 〃 線上 80 メートルの所               |
| ウ   |   | 2 から 3 を見通す線上 70 メートルの所      |
| エ   |   | 3 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第208号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君源八鼻地先  
漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- |     |   |                              |
|-----|---|------------------------------|
| 基 点 | 1 | 大柿町大君泉町営駐車場南側の突堤南側付け根        |
| 〃   | 2 | 〃 源八鼻北端                      |
| ア   |   | 1 から 105 度の線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| イ   |   | 〃 45 メートルの所                  |
| ウ   |   | 2 からイを見通す線と距岸 5 メートルの線との交点   |

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第209号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君地先  
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- |     |   |                               |
|-----|---|-------------------------------|
| 基 点 | 1 | 大柿町大君泉町営駐車場埋立地北西側付け根から護岸沿い北東へ |
|-----|---|-------------------------------|

		67メートルの所	
〃	2	〃	南側の突堤北側付け根
ア		1 から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点	
イ		〃	50
		メートルの線との交点	
ウ		2 から 105 度の線と距岸 50 メートルの線との交点	
エ		〃	10 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第210号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町大君コシマ鼻地先		
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域		
基 点 1	コシマ鼻埋立地南角(県道121号との交点)から護岸沿い北へ55 メートルの所		
〃 2	大柿町大君瀬本鼻北側の小川河口中央から南へ13メートルの所		
ア	1 から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線と距岸 10 メートル の線との交点		
イ	〃	線上70メートルの所	
ウ	2 から音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線上 52 メートル の所		
エ	〃	線と距岸 10 メー トルの線との交点	

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第211号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町大君明神鼻地先
-------	----------------

漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点	1	大柿町大君(株)山勝建設大君作業所埋立地南西側付け根から護岸沿い南へ175メートルの所
	2	明神の鼻から西へ1番目の護岸の階段西側付け根
ア		1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ		線上50メートルの所
ウ		2から猿ヶ鼻を見通す線上50メートルの所
エ		線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第212号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町大君地先	
漁場の区域	次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線によって囲まれた区域	
基 点	1	大柿町大君小学校北側放水路左岸角から護岸沿い北へ6メートルの所
	2	1から護岸沿い北へ90メートルの所
ア		1から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ		2から田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ		線上70メートルの所
エ		1から田原小学校埋立地南西角を見通す線上50メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第213号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町柿浦三束新開地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 三束新開の北の新開南東角から護岸沿い北へ10メートルの所  
 // 2 大柿町柿浦楠田新開北東角

ア 1から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点  
 イ // 線上30メートルの所  
 ウ 2からイを見通す線との距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第214号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町柿浦地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町柿浦芸南病院跡北側護岸北東角  
 // 2 // 中国電力(株)大柿変電所敷地北角前護岸点  
 // 3 2から護岸沿い南へ20メートルの所

ア 1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上10メートルの所  
 イ // 50メートルの所  
 ウ 2から田原猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所  
 エ 3から田原猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所  
 オ // 5メートルの所  
 カ 2から田原猿ヶ鼻を見通す線上5メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第215号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域



漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域  
 基 点 1 中の鼻北端  
 " 2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所  
 ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上 80メートルの所  
 イ " 100メートルの所  
 ウ 2から音戸町早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上 100メートルの所  
 エ " 80メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君，柿浦

1 公示番号 区第216号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域  
 基 点 1 中の鼻北端  
 " 2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所  
 ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上 15メートルの所  
 イ " 80メートルの所  
 ウ 2から音戸町早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上 80メートルの所  
 エ " 15メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君，柿浦

1 公示番号 区第217号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市大柿町大君中の鼻地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエオを距岸15メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線とによって囲まれた区域	
基 点	1	中の鼻東端
〃	2	大柿町大君坪土の北鼻南端
〃	3	2から海岸沿い北へ40メートルの所
〃	4	中の鼻南端
ア	1	1から大柿町梶掛ノ鼻を見通す線上60メートルの所
イ	〃	170メートルの所
ウ	2	2から大柿町常ヶ石崎から南西へ1番目の鼻の北端を見通す線上75メートルの所
エ	〃	線と距岸15メートルの線との交点
オ	3	3から4を見通す線と距岸15メートルの線との交点
カ	4	4から3を見通す線上30メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大君, 柿浦

1 公示番号 区第218号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町二ツ小島地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	二ツ小島南側付け根(石垣護岸北端)から護岸沿い南へ80メートルの所
〃	2	江田島町一ツ小島中国化薬第一火薬庫入口前15番倉庫北西角から護岸に平行に南東へ9メートルの護岸点
ア	1	1から呉市天応天狗城山の高(239メートル)を見通す線上150メートルの所
イ	〃	350

- メートルの所
- ウ 2 から呉市天応烏帽子岩北側の高 (392 メートル) を見通す線上  
350 メートルの所
- エ //
- 150 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市江田島町小用, 切串

1 公示番号 区第219号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町高須浜地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によつて囲まれた区域

基 点 1 江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角

// 2 // 高須鼻

// 3 // 南鼻

ア 1 から呉市天応烏帽子岩北側の高 (392 メートル) を見通す線上  
100 メートルの所

イ //

260 メートルの所

ウ 2 から呉市吉浦町猪山隧道中央を見通す (80 度) 線上 260 メートルの所

エ 3 から呉市シビトノ鼻を見通す線上 260 メートルの所

オ //

100 メートルの所

カ 2 から猪山隧道中央を見通す (80 度) 線上 100 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第220号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町小用ももだか地先

漁場の区域 次のアエ, エオ, オカ, カキ, キケを結んだ5直線とケコを距岸

20メートルで結んだ線とコアを結んだ直線とによって囲まれた区域。ただし、イウ、ウキ、キク、クイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

基 点	1	江田島町中小用漁業共同作業所埋立地護岸北東角
〃	2	〃 小用木葉水産作業場東側護岸南東角（内角）
〃	3	〃 ももだか埋立地南東角
ア		1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線と2から江田島町小用東江漁協東側船だまり南側防波堤の付け根から南東へ1番目の防波堤曲がり角を見通す線との交点
イ		〃 線上250メートルの所
ウ		〃 350メートルの所
エ		〃 470メートルの所
オ		3から江田島町秋月島ノ首北端を見通す線上280メートルの所
カ		〃 145メートルの所
キ		2から101度230メートルの所
ク		〃 120メートルの所
ケ		〃 の線と距岸20メートルの線との交点
コ		〃 東江漁協東側船だまり南側防波堤の付け根から南東へ1番目の防波堤曲がり角を見通す線と距岸20メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第221号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町小用鳥ノ首地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点	1	江田島町小用ももだか埋立地北東角から護岸沿い南へ30メートルの所
〃	2	〃 秋月弾薬庫旧燃料置場護岸東側付け根
ア		1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上580メートルの所
イ		〃 780メートルの所
ウ		2から呉市昭和町日新製鋼(株)の赤白煙突(164メートル)を見通す線上400メートルの所

エ                    //  
                      //       200メートルの所

3 地元地区     江田島市江田島町小用

1 公示番号     区第222号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置     江田島市江田島町秋月若宮地先  
漁場の区域     次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1	江田島町秋月弾薬庫南門に隣接する防波堤の突端
// 2	//                    南側護岸の鉄扉北側取り付け部から護岸沿い北東へ90メートルの所
ア	1から呉市若葉町小麗女島の灯台を見通す線上550メートルの所
イ	2から122度460メートルの所
ウ	//       175度400メートルの所
エ	//                    200メートルの所

3 地元地区     江田島市江田島町小用

1 公示番号     区第223号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置     江田島市江田島町秋月地先  
漁場の区域     次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1	江田島町秋月平上造船所東側護岸南東角
// 2	//                    脇元雲母製粉工場南側船だまりの北側埋立地の北側付け根から護岸沿い北へ190メートルの所
// 3	//                    全農バース(櫛積出し岸壁北東角
ア	1から94度125メートルの所
イ	//                    700メートルの所
ウ	3から94度700メートルの所



- 基 点 1 江田島町と大柿町との海岸線（外海）における境界から護岸沿い東へ 10 メートルの所（外海ポンプ場樋門東側から護岸沿い東へ 18 メートルの所）
- 〃 2 1 から南東へ 1 番目の護岸外角
- 〃 3 江田島町秀崎の新開南角（護岸南端）
- ア 1 から大柿町引島東端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
- イ 3 から 249 度 30 分の線と距岸 10 メートルの線との交点
- ウ 〃 50 メートルの所
- エ 2 から 2 の北側護岸に直角に 40 メートルの所
- オ 1 から引島東端を見通す線上 70 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第 2 2 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称       | 時 期                   |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町松ヶ鼻地先

漁場の区域 次のアイ、イ 2、2ウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ 7 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 能美町高田港南防波堤突端から 1 番目の曲がり角
- 〃 2 〃 松ヶ鼻北端
- 〃 3 〃 長瀬梅木のくぼ旧簡易保険保養センター西の埋立地護岸北西角
- ア 1 から江田島市江田島町海上自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から 1 番目の曲がり角を見通す線（71 度 30 分）と 3 から江田島町津久茂小島新開中央（小島新開南西物揚場東のスベリ取付部東端から護岸沿い東へ 95 メートルの所）を見通す（347 度）線との交点
- イ 3 から小島新開中央を見通す（347 度）線上 270 メートルの所
- ウ 2 から江田島町鷺部矢ノ浦港北側防波堤南端を見通す（68 度 30 分）線上 175 メートルの所
- エ 2 から江田島町世上漁港イワシ浜 3 号防波堤付け根から 1 番目の曲り角を見通す（6 度 30 分）線上 510 メートルの所
- オ 2 から江田島町津久茂新開海上自衛隊第 11 訓練指導隊敷地南角

- を見通す (341 度) 線上 710 メートルの所
- カ 1 から海上自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から 1 番目の曲がり角を見通す (71 度 30 分) 線上 1,660 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市江田島町 (ただし, 小用, 切串を除く。)

1 公示番号 区第 2 2 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称       | 時 期                   |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- |       |   |            |
|-------|---|------------|
| 漁場の位置 | 江田島市江田島町鷺部地先  |            |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ 4 直線によって囲まれた区域                 |            |
| 基 点 1 | 江田島町鷺部公園護岸南西角から護岸沿い北へ 60 メートルの所                     |            |
| 〃 2   | 〃 鷺部 3 丁目 7 号と 8 号の境界にある小川の流出口の南端から護岸沿い南へ 33 メートルの所 |            |
| ア     | 1 から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上 240 メートルの所                     |            |
| イ     | 2 から能美町能登呂山の高 (542 メートル) を見通す線上 265 メートルの所          |            |
| ウ     | 〃   | 565 メートルの所 |
| エ     | 1 から松ヶ鼻を見通す線上 540 メートルの所                            |            |

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第 2 2 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称       | 時 期                   |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- |       |   |  |
|-------|---|--|
| 漁場の位置 | 江田島市江田島町大原地先                                      |  |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域               |  |
| 基 点 1 | 江田島町津久茂小島新開北東の小川の第 1 渡橋下流側右岸付け根から護岸沿い南へ 60 メートルの所 |  |
| 〃 2   | 〃 津久茂小学校護岸南東角から護岸沿い北へ 220 メートルの所                  |  |



- 〃 3 〃 宮の原立石共同作業場荷揚場南西角
- 〃 4 〃 世上漁港南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ 38 メートルの所
- ア 1 から 4 を見通す線上 130 メートルの所
- イ 2 から 3 を見通す線上 100 メートルの所
- ウ 3 から 2 を見通す線上 120 メートルの所
- エ 4 から 1 を見通す線上 220 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第 2 2 9 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称       | 時 期                   |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市江田島町差須浜地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域。ただし、江田島町大須港に通じる船通しの区域を除く。

- |       |  |
|-------|--|
| 基 点 1 | 江田島町鼻ぐり南西端                                 |
| 〃 2   | 〃 たこ岩の鼻（西側カーブミラー）から護岸沿い北へ 20 メートルの所        |
| ア     | 1 から江田島町差須浜西端を見通す線上 40 メートルの所              |
| イ     | 2 から江田島市沖美町大奈佐美島北東端（源兵衛鼻）を見通す線上 390 メートルの所 |
| ウ     | 〃<br>〃 590 メートルの所                          |
| エ     | 1 から大奈佐美島大塔山の高（91 メートル）を見通す線上 260 メートルの所   |

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第 2 3 0 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称       | 時 期                   |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市江田島町江関地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区

- 域
- 基 点 1 江田島町幸の浦鯨石の鼻（石碑の鼻の北側付け根の石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所）
- 〃 2 〃 切串田の浦鼻の西側付け根（石垣護岸の東端）から護岸沿い西へ100メートルの所
- ア 1から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの所
- イ 〃 560メートルの所
- ウ 2から広島市南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所
- エ 〃 150メートルの所
- 3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第231号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町小用ももだか地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 江田島町小用東江漁協共同作業所護岸北東角
- 〃 2 〃 ももだか埋立地東角
- 〃 3 〃 鳥ノ首突端
- ア 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上470メートルの所
- イ 3から江田島町高須東端（高須中央鼻）を見通す線上250メートルの所
- ウ 〃 30メートルの所
- エ 2から3を見通す線上280メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第232号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称        | 時 期            |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業  | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町鷺部地先

漁場の区域 次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 60 メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域

基 点 1 江田島町鷺部江田島市消防本部西側護岸北西角（鷺部駐屯所の小川河口左岸角）

〃 2 〃 ひるがさこ防波堤跡の南側のスベリ北側付け根から護岸沿い北へ 25 メートルの所（ひるがさこ防波堤北側付け根跡）

ア 1 から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

イ 2 からの能美町能登呂山の高（542 メートル）を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

ウ 〃  
60 メートルの線との交点

エ 1 から松ヶ鼻を見通す線と距岸 60 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第 2 3 3 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町宮の原地先

漁場の区域 次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域

基 点 1 江田島町宮の原 1 丁目 16345 番 36 農林水産省所有地護岸南西角

〃 2 〃 南東角(内角)  
から護岸沿い南東へ 90 メートルの所

ア 1 から江田島市能美町トトウガ鼻鳥居の小島北端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

イ 2 から 242 度の線と距岸 10 メートルの線との交点

ウ 〃 50 メートルの所

エ 1 からトトウガ鼻鳥居の小島北端を見通す線上 50 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第 2 3 4 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町津久茂地先	
漁場の区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域	
基 点 1	江田島町津久茂水揚場西の護岸南端(スベリの東の護岸角)から護岸沿い北東へ12メートルの所	
〃 2	〃 水揚川河口中央	
ア	1から江田島市能美町中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
イ	2から中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
ウ	〃 線上60メートルの所	
エ	1から中町棧橋突端を見通す線上60メートルの所	

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第235号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町津久茂地先	
漁場の区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエオ, オカ, カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域	
基 点 1	江田島町津久茂小松の窪の西端(護岸角)	
〃 2	1から護岸沿い東へ63メートルの所(ビニールハウス西端延長線上の護岸点)	
〃 3	4から護岸沿い北西へ81メートルの所	
〃 4	小松の窪の東端(護岸角)	
ア	1から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
イ	2から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
ウ	3から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
エ	4から能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	

オ                                        〃                                        線上 30 メートル  
の所

カ                                        1 から能登呂山の高 (542 メートル) を見通す線上 30 メートルの  
所

3 地元地区      江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号      区第236号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置      江田島市江田島町大須地先

漁場の区域      次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 50 メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって  
囲まれた区域

基 点 1      江田島町タコ岩の鼻 (西側のカーブミラーの所)

〃      2      〃      サコウタの鼻 (カーブミラーの所)

ア                                        1 から江田島町津久茂西端を見通す線と距岸 10 メートルの線との  
交点

イ                                        2 から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸 10 メートルの  
線との交点

ウ                                        〃                                        線と距岸 50 メートルの  
線との交点

エ                                        1 から津久茂西端を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

3 地元地区      江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号      区第237号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置      江田島市江田島町切串地先

漁場の区域      次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区  
域

基 点 1      江田島町切串大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ 77 メートルの所 (スベリ南側付け根)

〃	2	〃	切串中学校護岸北東角から護岸沿い西へ 10 メートルの所
ア		1	から広島市南区峠島西端を見通す線上 80 メートルの所
イ		〃	145 メートルの所
ウ		2	から広島市南区似島の高 (278 メートル) を見通す線上 60 メートルの所
エ		〃	10 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串 1 丁目, 宮ノ原

1 公示番号 区第 2 3 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町幸の浦地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オアを結んだ 5 直線によって囲まれた区域
基 点 1	江田島町幸の浦椎の木鼻北東端
〃 2	〃 新開 (埋立地) の北側付け根から護岸沿い北西へ 120 メートルの所
〃 3	〃 物揚場突堤西側付け根
〃 4	〃 鯨石の鼻 (石碑の鼻の北側付け根石垣護岸端から護岸沿い北東へ 50 メートルの所)
ア	1 から江田島町屋形石の鼻を見通す線上 100 メートルの所
イ	4 から広島市南区似島東端を見通す線上 480 メートルの所
ウ	〃 150 メートルの所
エ	1 から 3 を見通す線と 2 からウを見通す線との交点
オ	1 から 3 を見通す線上 130 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町

1 公示番号 区第 2 3 9 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町江関地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	江田島町切串田の浦鼻の西側付け根（石垣護岸東端）から護岸沿い西へ100メートルの所
〃 2	江田島町切串タカノス北東端
ア	1から広島市南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所
イ	〃 750メートルの所
ウ	2から峠島東端を見通す線上990メートルの所
エ	〃 250メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第240号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町切串地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	江田島町切串タカノス鼻北東端のカキ殻堆積場東側付け根から通路沿い北東へ13メートルの所
〃 2	〃 切串湾西側防波堤(タカノス鼻から2番目の防波堤)南側付け根から護岸沿い南東へ59メートルの所(階段工の南側付け根)
〃 3	〃 西沖棧橋護岸北東角から護岸沿い西へ15メートルの所
〃 4	〃 切串中学校埋立地東側付け根から護岸沿い北東へ137メートルの所
〃 5	〃 カワモチ共同作業場埋立地南西角
〃 6	〃 防波堤北側付け根から海岸沿い北へ120メートルの所
ア	1から6を見通す線と3から広島市南区似島北東端を見通す線との交点
イ	〃 4から広島市南区峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点

ウ 2から5を見通す線と4から峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点

エ // 3から峠島の高(129メートル)を見通す線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第241号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町切串神が浦鼻地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 神が浦鼻北東護岸点(神が浦鼻北側の敷地内道路三叉路から道路沿い東へ75メートルの排水路中央)から護岸沿い北西へ70メートルの所

// 2 江田島町切串いちご鼻の自衛隊棧橋北側付け根から護岸沿い北西へ41メートルの所

ア 1から安芸郡坂町天狗岩の高(371メートル)を見通す(39度)線上220メートルの所

イ //  
// 400メートルの所

ウ 2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の南側電波塔を見通す(4度)線上290メートルの所

エ //  
// 110メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第242号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町江関地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クアを結んだ



- 8直線によって囲まれた区域
- 基点 1 江田島町切串鴻治組埋立地東側の階段付け根から護岸沿い東へ  
39メートルの所
- 〃 2 1から護岸沿い南東へ60メートルの所
- 〃 3 江田島町切串エセキ川河口左岸角
- 〃 4 〃 右岸角から護岸沿い東へ50メートル  
の所
- ア 1から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所
- イ 〃 40メートルの所
- ウ 2から峠島西端を見通す線上40メートルの所
- エ 3から峠島西端を見通す線上40メートルの所
- オ 4から峠島西端を見通す線上40メートルの所
- カ 〃 20メートルの所
- キ 3から峠島西端を見通す線上20メートルの所
- ク 2から峠島西端を見通す線上20メートルの所
- 3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第243号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名称 時期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町江関地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって  
囲まれた区域

基点 1 江田島町切串エセキ川東側の埋立地護岸北東角から護岸沿い南東  
へ30メートルの所

〃 2 〃 東側付け根

ア 1から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸20メートルの線と  
の交点

イ 〃 40メートルの線と  
の交点

ウ 2から峠島東端を見通す線と距岸40メートルの線との交点

エ 〃 20メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第244号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町切串東新開地先	
漁場の区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点 1	江田島町切串切串中学校東側護岸付け根から護岸沿い北東へ10メートルの所	
〃 2	〃 カワモチ共同作業場埋立地南側付け根	
ア	1から広島市南区似島北東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
イ	〃 線上125メートルの所	
ウ	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第245号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町波多見大浦崎地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角	
〃 2	〃 大浦崎北東端(亀の浦鼻)から海岸沿い南西へ175メートルの所	
ア	1から呉市広小坪1丁目西の船だまり西防波堤付け根を見通す(65度)線上440メートルの所	
イ	〃 585メートルの所	
ウ	2から広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上610メートルの所	
エ	〃 460メートルの所	

3 地元地区 呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)

1 公示番号 区第246号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町波多見大浦崎地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角
〃 2	〃 大浦崎北東端(亀の浦鼻)から海岸沿い南西へ175メートルの所
ア	1から呉市広小坪1丁目西の船だまり西防波堤付け根を見通す(65度)線上750メートルの所
イ	〃 〃 900メートルの所
ウ	2から広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上950メートルの所
エ	〃 800メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)

1 公示番号 区第247号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町波多見小学校地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	音戸町波多見波多見小学校敷地南西角
〃 2	〃 きびが鼻北側の埋立地護岸南東角から護岸沿い北西へ8メートルの所
ア	1から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と2から244度の線との交点
イ	2から244度275メートルの所
ウ	〃 音戸町池田の鼻北東端を見通す線上265メートルの所

エ 1 から鈴鹿島の高を見通す線と 2 から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 4 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ 8 直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町波多見きびが鼻の埋立地河部水産作業場と南側住宅との敷地境界護岸角

〃 2 〃 6 丁目大浦崎市営住宅南側護岸南西角（旧荷揚場護岸南角）

〃 3 〃 大浦崎南端

ア 1 から音戸町池田の鼻南東端を見通す線上 160 メートルの所

イ 2 から音戸町赤石鼻を見通す線上 150 メートルの所

ウ 3 から音戸町と倉橋町との海岸線における境界（堤川河口中央）を見通す線上 110 メートルの所

エ 〃

〃 850 メートルの所

オ 2 から赤石鼻を見通す線上 800 メートルの所

カ 〃 234 度 760 メートルの所

キ 〃 400 メートルの所

ク 1 から池田の鼻南東端を見通す線上 400 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 4 9 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見大浦崎地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区

		域	
基 点	1	音戸町波多見 6 丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い南東へ 40 メートルの所	
〃	2	〃	南側取水ポンプ用渡橋北側付け根
〃	3	〃	大浦崎市営住宅南側護岸南西角（旧荷揚場護岸南角）から護岸沿い東へ 20 メートルの所
ア		1 から音戸町池田の鼻北東端を見通す線上 125 メートルの所	
イ		2 から池田の鼻南東端を見通す線上 155 メートルの所	
ウ		〃	線と 3 から呉市阿賀町小情島の高を見通す線との交点
エ		1 から池田の鼻北東端を見通す線と 3 から小情島の高を見通す線との交点	

3 地元地区 呉市音戸町（ただし，早瀬，田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 5 0 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀町小情島地先  
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケアを結んだ 9 直線によって囲まれた区域

基 点	1	小情島南西端から北西へ 1 番目の鼻	
〃	2	3 から南西へ 1 番目の鼻	
〃	3	小情島北端	
〃	4	3 から南東へ 1 番目の鼻	
ア		2 から 269 度 180 メートルの所	
イ		1 から呉市音戸町畑区鈍田川河口右岸角を見通す線上 640 メートルの所	
ウ		〃	1,020 メートルの所
エ		〃	池田の鼻北東端を見通す線上 1,120 メートルの所
オ		4 から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す（357 度）線上 950 メートルの所	

カ	〃	600 メー トルの所
キ	3 から	302 度 820 メートルの所
ク	〃	280 度 685 メートルの所
ケ	〃	299 度 310 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第251号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見赤崎地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によつて囲まれた区域

基 点 1	音戸町赤崎鼻の埋立地南角
〃 2	〃 赤石鼻
ア	1から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上330メートルの所
イ	〃 142度340メートルの所
ウ	〃 120度220メートルの所
エ	2から倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上200メートルの所
オ	〃 680メートルの所
カ	1から弁天島東端を見通す線上520メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第252号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町畑区西新開地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によつて囲まれた区域

基 点 1	音戸町畑区太田川河口右岸角
〃 2	〃 左岸角から護岸沿い東へ20メートルの所
〃 3	〃 赤崎鼻の埋立地南角

- ア 1 から呉市倉橋町江の浦西埋立地護岸東角を見通す線上 150 メートルの所
- イ 2 から 159 度 130 メートルの所
- ウ // の線と 3 から音戸町奥の内有清の船だまり防波堤の付け根から南東へ 2 番目の防波堤角（防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ 87 メートルの所）を見通す線との交点
- エ 1 から江の浦西埋立地護岸東角を見通す線と 3 から有清の船だまり防波堤付け根から南東へ 2 番目の防波堤角（防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ 87 メートルの所）を見通す線との交点

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 5 3 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町渡子地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 音戸町新井川河口右岸角
- // 2 1 から護岸沿い東へ 30 メートルの所
- ア 1 から護岸に直角に 10 メートルの所
- イ // 30 メートルの所
- ウ 2 から護岸に直角に 30 メートルの所
- エ // 10 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 5 4 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町波多見地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 音戸町波多見きびが鼻北側の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ

- 40メートルの所
- 〃 2 〃
- 10メートルの所
- ア 1から呉市倉橋町トロブ山の高（207メートル）を見通す線上5メートルの所
- イ 2からトロブ山の高（207メートル）を見通す線上5メートルの所
- ウ 〃 40メートルの所
- エ 1からトロブ山の高（207メートル）を見通す線上40メートルの所
- 3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第255号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市音戸町波多見田ノ浦地先
- 漁場の区域 次のアイを距岸20メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 音戸町池田の鼻護岸階段北側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所
- 〃 2 〃 波多見小学校敷地西角から護岸沿い西へ52メートルの所
- ア 1とウを結ぶ線と距岸20メートルの線との交点
- イ 2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線と距岸20メートルの線との交点
- ウ 〃 線上80メートルの所
- エ 1から波多見小学校西側の埋立地西側付け根を見通す線上240メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第256号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで



(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町畑区地先
漁場の区域	次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オアの 4 直線とによって囲まれた区域。ただし, 太田川に通じる幅員 20 メートルの区域を除く。
基 点 1	音戸町畑区太田川河口右岸角から護岸沿い西へ 250 メートルの所
〃 2	〃 赤崎鼻の北側埋立地北側付け根から護岸沿い北西へ 10 メートルの所
〃 3	〃 北西角
ア	1 から護岸に直角に引いた線と距岸 10 メートルの線との交点
イ	2 から護岸に直角に引いた線と距岸 10 メートルの線との交点
ウ	3 から埋立地北西側護岸に直角に 10 メートルの所
エ	〃 282 度 210 メートルの所
オ	1 から護岸に直角に 50 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町 (ただし, 早瀬, 田原を除く。)

1 公示番号 区第 2 5 7 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町波多見大浦崎地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基 点 1	音戸町波多見 6 丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い西へ 45 メートルの所
〃 2	〃 南東へ 40 メートルの所
〃 3	〃 護岸南角
ア	1 から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と 2 から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点
イ	〃 3 から池田の鼻南東端を見通す線との交点
ウ	3 から池田の鼻南東端を見通す線上 175 メートルの所
エ	2 から池田の鼻北東端を見通す線上 115 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町 (ただし, 早瀬, 田原を除く。)

1 公示番号 区第258号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見大浦崎地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町波多見6丁目大浦崎市営住宅北側の埋立地北側付け根から護岸沿い北へ50メートルの所

〃 2 〃 南側護岸西角  
(旧荷揚場護岸北西角)

ア 1から音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所

イ 2から赤石鼻を見通す線上20メートルの所

ウ 〃 70メートルの所

エ 1から赤石鼻を見通す線上100メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)

1 公示番号 区第259号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町田原猿ヶ鼻のカーブミラーから護岸沿い東へ135メートルの所(排水口中央)

〃 2 〃 田原1丁目11番埋立地(かき組合共有埋立地)南西護岸南西角

ア 1から江田島市江田島町海上自衛隊飛渡瀬油槽所見張台護岸南角を見通す(314度)線上320メートルの所

イ 〃 160メートルの所

ウ 2から江田島町秀崎を見通す(296度)線上100メートルの所

- 280メートルの所
- エ //
- 3 地元地区 呉市音戸町田原
- 1 公示番号 区第260号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市音戸町田原下大田地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 音戸町田原1丁目12-3 金原克彦宅北側水路中央
- // 2 // 田原3750番地好川義博所有地南西護岸角
- ア 1から江田島市江田島町秀崎を見通す(298度)線上290メートルの所
- イ // 100メートルの所
- ウ 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(274度30分)線上120メートルの所
- エ // 340メートルの所

- 3 地元地区 呉市音戸町田原
- 1 公示番号 区第261号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市音戸町田原地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 音戸町田原2丁目1-21 上木芳光宅埋立地石垣護岸北西角から護岸沿い南へ23メートルの所
- // 2 // 田原漁港北側新防波堤の南側付け根(コンクリート護岸と石垣護岸との境界)
- ア 1から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(276度)

- 線上 360 メートルの所
- イ //
- // 180 メートルの所
- ウ 2 から大柿町引島北端を見通す (278 度) 線上 140 メートルの所
- エ // 320 メートルの所
- 3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第262号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町田原漁港南防波堤南側付け根

// 2 // 田原3丁目9-19谷原司宅西埋立地護岸西角から護岸沿い北へ25メートルの所

ア 1 から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す (289 度 30 分) 線上 310 メートルの所

イ //

// 170 メートルの所

ウ 2 から大柿町牛ゾノ赤黒標識を見通す (280 度) 線上 110 メートルの所

エ // 230 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第263号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先

漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 猿ヶ鼻の南の護岸北端  
 // 2 1から護岸沿い南へ130メートルの所  
 ア 1から音戸町田原1丁目11番埋立地(かき組合共有埋立地)南西  
 護岸南西角を見通す(207度30分)線と距岸10メートルの線と  
 の交点  
 イ //
- ウ 2から江田島市江田  
 島町秀崎を見通す線との交点
- ウ 2から秀崎を見通す線と距岸10メートルの線との交点
- 3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第264号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原地先  
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによ  
 って囲まれた区域

基 点 1 音戸町田原3750番地好川義博所有地南西護岸角  
 // 2 // 田原2丁目1-21上木芳光宅埋立地石垣護岸北西角  
 ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点  
 イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第265号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原俵石地先  
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ,  
 エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域

基 点 1 音戸町田原田原保育所埋立地護岸南西角  
 // 2 // 南東角(石垣護岸との交点)  
 // 3 // 土井川河口右岸角

- ア 1 から音戸町田原田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ 20 メートルの所を見通す線上 5 メートルの所
- イ 2 から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す (284 度 30 分) 線と距岸 3 メートルの線との交点
- ウ 3 から大柿町引島南端を見通す (269 度) 線と距岸 3 メートルの線との交点
- エ // 1 から田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ 20 メートルの所を見通す線との交点

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第 2 6 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原地先  
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 45 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 音戸町田原吉ヶ谷川河口右岸スベリ北側付け根から護岸沿い北東へ 25 メートルの所

// 2 // 左岸角から護岸沿い南西へ 75 メートルの所 (田原造船所敷地北角から護岸沿い北東へ 5 メートルの所)

ア 1 から江田島市大柿町柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地北東角前護岸点を見通す (305 度 30 分) 線と距岸 45 メートルの線との交点

イ // 5 メートルの線との交点

ウ 2 から大柿町引島北側灯台を見通す (298 度) 線と距岸 5 メートルの線との交点

エ // 45 メートルの線との交点

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第 2 6 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町大泊新開地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大泊新開東角から護岸沿い西へ85メートルの所

〃 2 〃 5メートルの所

ア 1から護岸に直角に5メートルの所

イ 2から護岸に直角に5メートルの所

ウ 〃 70メートルの所

エ 1から護岸に直角に70メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第268号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町早瀬流田地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町早瀬ホーシ鼻(宝石)

〃 2 〃 下流田の小川河口右岸埋立地北東角(道路との接点)から護岸沿い北東へ48メートルの所(スベリ階段の南側付け根)

ア 1から江田島市大柿町南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(272度)線上250メートルの所

イ 〃 〃 80メートルの所

ウ 2から南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(284度)線上110メートルの所

エ 〃 〃 290メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第269号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町早瀬藤の脇地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	音戸町早瀬3丁目4-18沖本勝彦宅南東側護岸と県道護岸との接点から護岸及び海岸沿い西へ66メートルの所
	2	藤の脇木村造船所棧橋付け根護岸南東角
ア		1から154度390メートルの所
イ		100メートルの所
ウ		2から187度50メートルの所
エ		280メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第270号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町早瀬ホーシ鼻地先	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点	1	ホーシ鼻(宝石)から護岸沿い南へ11メートルの所(ヒューム管中央)
	2	1から護岸沿い南へ44メートルの所(ホーシ鼻南側の道路端コンクリート護岸北端)
ア		1から江田島市大柿町南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(273度)線と距岸30メートルの線との交点
イ		5メートルの線との交点
ウ		2から南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(275度30分)線と距岸5メートルの線との交点
エ		30メートルの線との交点



3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第271号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町早瀬下流田地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	音戸町早瀬下流田の小川河口右岸埋立地北東角（道路との接点）から護岸沿い北東へ15メートルの所
〃 2	1から護岸沿い北へ142メートルの所（音戸町早瀬ホーシ鼻の南側の道路端コンクリート護岸北端から護岸沿い南へ60メートルの所）
ア	1から江田島市大柿町南城鼻（セブンイレブン埋立地南東付け根）を見通す（285度30分）線と距岸5メートルの線との交点
イ	〃 線上30メートルの所
ウ	2から南城鼻（セブンイレブン埋立地南東付け根）を見通す（279度）線上30メートルの所
エ	〃 線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第272号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市音戸町早瀬サタメの埋立地北側地先
漁場の区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸5メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基 点 1	音戸町早瀬下流田の小川河口右岸埋立地南西角
〃 2	〃 砲台山山林道入口前の護岸北端（カーブミラーの所）

- // 3 サタメの埋立地北東角(内角)から護岸沿い北へ60メートルの所  
 ア 1から江田島市大柿町南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(290度)線上30メートルの所  
 イ // ウを見通す線上5メートルの所  
 ウ 2から南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(293度30分)線と距岸5メートルの線との交点  
 エ 3から南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(302度)線と距岸5メートルの線との交点  
 オ //  
 // 線上40メートルの所  
 カ 2から南城鼻(セブンイレブン埋立地南東付け根)を見通す(293度30分)線上40メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第273号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町本浦地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 倉橋町本浦シャミセン岩南側護岸付け根から護岸沿い南へ16メートルの岩の先端

// 2 // 影の浦北の鼻(護岸排水口から北へ30メートルの所)

ア 1から倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上80メートルの所

イ // 150メートルの所

ウ 2から倉橋町長串鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上110メートルの所

エ // 40メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町本浦

1 公示番号 区第274号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域  
漁場の位置 呉市倉橋町重生地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町重生田の尻鼻  
" 2 " 西防波堤西側付け根
- ア 1から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点  
イ " 線上50メートルの所  
ウ 2から大柿町一本松山の標高304メートルの山の高(三角点)を見通す線上150メートルの所  
エ " 線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬, 本浦

1 公示番号 区第275号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域  
漁場の位置 呉市倉橋町重極地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町重極小串の鼻の南西の鼻  
" 2 " 出島の鼻
- ア 1から倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上215メートルの所  
イ " 180メートルの所  
ウ 2から倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上50メートルの所  
エ " 210メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬, 本浦

1 公示番号 区第276号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町重極，鳴滝，光ヶ瀬地先  
漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキを結んだ6直線とキアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 倉橋町重極小串の鼻  
" 2 " 鳴滝かき殻一時堆積場西の埋立地北東護岸と県道との接点  
" 3 " 昭和石材埋立地護岸北東角（道路護岸との接点）  
" 4 " 光ヶ瀬川本水産護岸北西角から護岸沿い東へ9メートルの所  
ア 1から321度の線と距岸20メートルの線との交点  
イ 3から江田島市大柿町長瀬鼻から東へ1番目の鼻を見通す（338度）線上300メートルの所  
ウ 4から347度237メートルの所  
エ " 110メートルの所  
オ 3から長瀬鼻から東へ1番目の鼻を見通す（338度）上100メートルの所  
カ 3から2を見通す線上20メートルの所  
キ 2から3を見通す線と距岸20メートルの線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬，本浦

1 公示番号 区第277号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町小宇和木地先  
漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 倉橋町小宇和木南の鼻埋立地（展望台）東側の排水口中央  
" 2 " 防波堤西側付け根から護岸沿い西へ80メートルの所（護岸階段付け根中央）  
ア 1から江田島市大柿町梶掛の鼻東端を見通す線上26メートルの所  
イ " 166メートルの所

ウ 2 から梶掛の鼻東端を見通す線上 180 メートルの所  
エ // 55 メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬, 本浦

1 公示番号 区第278号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町宇和木地先  
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域  
基 点 1 倉橋町宇和木共栄水産かき作業場埋立地護岸北西角  
// 2 // 北東角  
ア 1 から呉市音戸町藤の脇西側防波堤西側付け根を見通す線上 215  
メートルの所  
イ // 400  
メートルの所  
ウ 2 から呉市音戸町明德中学校南東側のNTTドコモ音戸藤の脇基  
地局中継塔(18度30分)を見通す線上 400 メートルの所  
エ //  
// 230 メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬

1 公示番号 区第279号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町重極地先  
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸 10 メートルで結んだ線とに  
よって囲まれた区域  
基 点 1 倉橋町重極奥の錨地西鼻から北へ1番目の鼻  
// 2 // 奥のだんご岩から護岸沿い南へ37メートルの所(排水  
口)  
ア 1 から2を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

- イ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点
- 3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬, 本浦
- 1 公示番号 区第280号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町宇和木地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町宇和木共栄水産かき作業場埋立地護岸北西角
- 〃 2 〃 岡峰繁一宅の北西側の護岸と県道との交点から護岸沿い北へ9メートルの所(排水口)
- ア 1から呉市音戸町藤の脇西側防波堤突端を見通す線上10メートルの所
- イ 〃 線と2から倉橋町宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線との交点
- ウ 2から宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線上10メートルの所

- 3 地元地区 呉市倉橋町宇和木, 光ヶ瀬, 本浦
- 1 公示番号 区第281号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町弁天島地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウ4, 4エ, エオ, オアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町長谷船だまり防波堤東側曲がり角(コンクリート護岸東端)
- 〃 2 〃 弁天島南西端
- 〃 3 〃 東端
- 〃 4 〃 長谷立石の鼻の沖の岩
- 〃 5 〃 新開船磯鼻
- ア 1から2を見通す線上50メートルの所

- イ 2から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点
- ウ 3から4を見通す線と距岸50メートルの線との交点
- エ 4から立石の鼻を見通す線上50メートルの所
- オ 5から2を見通す線上150メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾，長谷

1 公示番号 区第282号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名称 時期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町弁天島地先  
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町長谷立石の鼻から海岸沿い東へ55メートルの所  
 " 2 " 鷺の巣東の鼻北端
- ア 1から呉市音戸町赤崎東方の高(92メートル)を見通す線上100メートルの所  
 イ " 460  
 メートルの所  
 ウ 2から音戸町池田鼻を見通す線上440メートルの所  
 エ " 80メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾，尾立，長谷

1 公示番号 区第283号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名称 時期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町トロブ地先  
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエを結んだ3直線とエオを距岸80メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを距岸30メートルで結んだ線とキクを結んだ直線とクケを距岸30メートルで結んだ線とケコを結んだ直線とコサを距岸50メートルで結んだ線とサアを結んだ直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町江の浦東の鼻東端

〃	2	〃	鷺の巣東の鼻北端
〃	3	〃	朝網網代北の鼻北東端
〃	4	〃	トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端
〃	5	〃	東側の北へ2番目の鼻西端
〃	6	〃	トロブ堤西の鼻西端
〃	7	〃	北端
〃	8	〃	鈴鹿島北端
ア			2から呉市音戸町池田鼻を見通す線と1から呉市阿賀町小情島北端を見通す線との交点
イ			3から音戸町波多見元谷山の高(136メートル)を見通す線と1から小情島北端を見通す線との交点
ウ			8から1を見通す線上50メートルの所
エ			7から小情島南端を見通す線と距岸80メートルの線との交点
オ			6から3を見通す線と距岸80メートルの線との交点
カ		〃	30メートルの線との交点
キ			5から4を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ク			4から5を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ケ			3から6を見通す線と距岸30メートルの線との交点
コ		〃	元谷山の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
サ			2から池田鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

### 3 地元地区 呉市倉橋町室尾

#### 1 公示番号 区第284号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

#### (2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町脇田, 塩屋, 先田地先  
 漁場の区域 次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエオ, オカ, カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点	1	倉橋町池の浦北側の鼻東端
〃	2	〃 脇田南の穴から護岸沿い北へ1番目の階段上部中央(脇田護岸南詰から護岸沿い北へ105メートルの所)
〃	3	2から20度の先田川河口暗渠中央
〃	4	倉橋町おはなの鼻東端



- |   |   |  |
|---|---|--|
| ア | 5 | 塩屋の北の鼻南端                                   |
| イ |   | 1 から呉市広小坪白岳山の高を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点       |
| ウ |   | 2 から 3 を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点              |
| エ |   | 3 から 2 を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点              |
| オ |   | 4 から倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点        |
| カ |   | 5 から倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線との交点              |
|   |   | 5 から洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線と 1 から白岳山の高を見通す線との交点 |

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 尾立

1 公示番号 区第285号

2 免許の内容たるべき事項

- |          |           |                |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称       | 時 期            |
| 第1種区画漁業  | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- |       |   |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 呉市倉橋町洲の崎地先                                |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 |

- |     |   |                                |
|-----|---|--------------------------------|
| 基 点 | 1 | 倉橋町洲の崎岡本水産かき作業場護岸北角(かき殻堆積場南西角) |
|     | 2 | 荷揚場栈橋南側付け根から護岸沿い南へ 32 メートルの所   |
|     | 3 | 南西角                            |
|     | 4 | 北西角                            |

ア 1 から倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ 70 メートルの所(2番目の曲がり角)を見通す線上 50 メートルの所

イ //

190 メートルの所

ウ 4 から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上 150 メートルの所

エ //

線上 20 メートルの所

オ 2 から護岸に直角の線とエから 4 と 3 を結んだ線と平行に引いた線との交点

カ 2 から護岸に直角に 20 メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾

1 公示番号 区第286号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市倉橋町飛路井地先
漁場の区域	次のアイ, イウを結んだ2直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基 点 1	倉橋町おはなの鼻南端
〃 2	〃 洲の崎荷揚場埋立地東側付け根 (カーブミラーから護岸沿い西へ3メートルの所)
〃 3	〃 小尻郷西の鼻 (カーブミラー)
ア	1から倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と2から呉市阿賀町情島の高を見通す線との交点
イ	〃 3から倉橋町鈴鹿島の高を見通す線との交点
ウ	3から鈴鹿島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	2から情島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町室尾

1 公示番号 区第287号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市倉橋町亀ヶ首地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	亀ヶ首池の浦中央の鼻の西側護岸西端
〃 2	〃 東側護岸西端
〃 3	〃 かもめ石
〃 4	〃 てらのだばの鼻
ア	1から4を見通す線上300メートルの所
イ	4から1を見通す線上100メートルの所
ウ	3から2を見通す線上100メートルの所

- エ 2 から 3 を見通す線上 100 メートルの所
- 3 地元地区 呉市倉橋町大迫, 室尾
- 1 公示番号 区第 2 8 8 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町鹿老渡地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 鹿老渡北側防波堤東側付け根
- 〃 2 〃 岩屋西の鼻
- ア 1 から倉橋町堀切明神山の鼻西側護岸西端を見通す線上 160 メートルの所
- イ 〃 200 メートルの所
- ウ 2 から明神山の鼻南端を見通す線上 200 メートルの所
- エ 〃 160 メートルの所
- 3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 鹿老渡

- 1 公示番号 区第 2 8 9 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町大江地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ 80 メートルの所
- 〃 2 〃 180 メートルの所
- ア 1 から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角(カーブミラー)を見通す線上 10 メートルの所
- イ 〃 90 メートルの所
- ウ 2 から護岸に直角に 85 メートルの所

- エ                                  //                                  10メートルの所
- 3 地元地区      呉市倉橋町室尾，長谷
- 1 公示番号      区第290号
  - 2 免許の内容たるべき事項
    - (1) 漁業種類                          名        称                          時        期  
 第1種区画漁業                    かき杭打垂下式養殖業            1月1日から12月31日まで
    - (2) 漁場の位置及び区域  
 漁場の位置                      呉市倉橋町大江地先  
 漁場の区域                      次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域  
 基   点   1                          倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ193メートルの所  
           2                          //    272メートルの所  
 ア    1から護岸に直角に10メートルの所  
 イ    //    40メートルの所  
 ウ    2から護岸に直角に40メートルの所  
 エ    //    10メートルの所
- 3 地元地区      呉市倉橋町室尾，長谷

- 1 公示番号      区第291号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類                          名        称                          時        期  
 第1種区画漁業                    かき杭打垂下式養殖業            1月1日から12月31日まで
  - (2) 漁場の位置及び区域  
 漁場の位置                      呉市倉橋町長谷地先  
 漁場の区域                      次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアを結んだ5直線によって囲まれた区域  
 基   点   1                          倉橋町長谷船磯鼻北西端  
           2                          //    北東端（1から海岸沿い東へ53メートルの所）  
           3                          4から海岸沿い南西へ50メートルの所  
           4                          倉橋町弁天向の鼻  
 ア    1から倉橋町弁天島西端を見通す線上20メートルの所  
 イ    //    線と4から倉橋町長谷倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点  
 ウ    3から弁天島東端を見通す線と4から倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点

- エ // 線上 15 メートルの所  
 オ 2 から弁天島東端を見通す線上 13 メートルの所
- 3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 長谷
- 1 公示番号 区第 2 9 2 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町トロブ地先  
 漁場の区域 次のアウ, ウイを結んだ 2 直線とイアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町トロブ湾奥西側の北へ 1 番目の鼻東端  
 // 2 // 東側の北へ 2 番目の鼻西端
- ア 1 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点  
 イ 2 から 1 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点  
 ウ // トロブ湾奥東側の北へ 1 番目の鼻を見通す線上 90 メートルの所
- 3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 尾立

- 1 公示番号 区第 2 9 3 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町先田地先  
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸 50 メートルで結んだ線とオカ, カアを結んだ 2 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町脇田南の穴から護岸沿い北へ 118 メートルの排水口  
 // 2 // 猿田水路の東側護岸北東角 (スベリの北側付け根) から護岸沿い南へ 40 メートルの所  
 // 3 // 脇田脇田橋左岸下流側付け根から護岸沿い東へ 43 メートルの所  
 // 4 // 先田先田川河口暗渠中央から護岸沿い南西へ 70 メートルの所

- |   |   |                                     |
|---|---|-------------------------------------|
| ア | 5 | おはなの鼻南端                             |
| イ |   | 2から倉橋町小尻郷西の鼻(カーブミラー)を見通す線上25メートルの所  |
| ウ |   | 3からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点            |
| エ |   | 5から倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 |
| オ |   | 50メートルの線との交点                        |
| カ |   | 4から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点            |
|   |   | 2から小尻郷西の鼻を見通す線との交点                  |
- 3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 尾立

1 公示番号 区第294号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町洲の崎地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 倉橋町洲の崎清原養魚場埋立地北西角の北西側護岸角から護岸沿い南へ40メートルの所

2 荷揚場埋立地護岸南側付け根(階段を除く)から護岸沿い南へ108メートルの所(パラペット切目)

3 50メートルの所

ア 1から倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 線上50メートルの所

ウ 2から283度40メートルの所

エ 3から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上50メートルの所

オ 線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町室尾

1 公示番号 区第295号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市倉橋町大尻郷地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	倉橋町大尻郷米沢忠栄かき作業場荷揚げリフト付け根から護岸沿い北へ18メートルの所	
〃 2	1から海岸沿い北へ117メートルの所	
ア	1から289度30分10メートルの所	
イ	〃 45メートルの所	
ウ	2から287度45メートルの所	
エ	〃 10メートルの所	

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 大迫

1 公示番号 区第296号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市倉橋町鹿老渡地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点 1	倉橋町鹿老渡岩屋北端	
〃 2	〃 船害の鼻	
ア	1から倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点	
イ	〃 線上160メートルの所	
ウ	2から呉市豊浜町斎島北端を見通す線上160メートルの所	
エ	〃 線と距岸20メートルの線との交点	

3 地元地区 呉市倉橋町鹿老渡

1 公示番号 区第297号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町洲の崎地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 倉橋町洲の崎池野次市埋立地北側の護岸端から護岸沿い北へ61メートルの所  
" 2 " 清原養魚場埋立地北西角の北西側護岸角から護岸沿い南へ40メートルの所

ア 1から倉橋町納防波堤北側付け根を見通す線上20メートルの所  
イ " 60メートルの所  
ウ 2から倉橋町ひとこしきの鼻の大岩を見通す線上60メートルの所  
エ " 20メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾

1 公示番号 区第298号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市下蒲刈町上黒島地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 上黒島オシアゲの鼻  
" 2 " の南側護岸北端  
" 3 " 竹ヶ谷の鼻の南東側護岸西端  
" 4 " 竹ヶ谷の鼻

ア 1から下蒲刈町芋城の鼻を見通す線上100メートルの所  
イ 2から3を見通す線上50メートルの所  
ウ 3から2を見通す線上50メートルの所  
エ 4から下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上100メートルの所

3 地元地区 呉市下蒲刈町

1 公示番号 区第299号



2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市下蒲刈町塩浜新開地先	
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	塩浜新開北側下島大川河口右岸角から護岸沿い南東へ 50 メートルの所	
〃 2	〃 南側の橋下流側左岸付け根から護岸沿い北西へ 43 メートルの所	
ア	1 から呉市川尻町柏島東端を見通す線上 20 メートルの所	
イ	〃 80 メートルの所	
ウ	2 から柏島東端を見通す線上 75 メートルの所	
エ	〃 20 メートルの所	

3 地元地区 呉市下蒲刈町

1 公示番号 区第300号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市下蒲刈町鳩岡地先	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 50 メートルで結んだ線とウエ, エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域	
基 点 1	鳩岡の南端の鼻の付け根護岸部中央 (水準点金属標識から護岸沿い北へ 10 メートルの所)	
〃 2	〃 北端の鼻付け根護岸部北端	
ア	1 から呉市下蒲刈町白石南端を見通す線上 120 メートルの所	
イ	〃 線と距岸 50 メートルの線との交点	
ウ	2 から白石北端を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点	
エ	〃 線上 120 メートルの所	

3 地元地区 呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

1 公示番号 区第301号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市下蒲刈町宇都迫地先  
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1	下蒲刈町芋城の鼻
〃 2	〃 大地蔵西防波堤西北埋立地の南側護岸西端
ア	1から下蒲刈町上黒島北端を見通す線上200メートルの所
イ	〃 50メートルの所
ウ	2から下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上50メートルの所
エ	〃 200メートルの所

3 地元地区 呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

1 公示番号 区第302号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市蒲刈町向福泊地先  
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域

基 点 1	蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻(カーブミラー)
〃 2	〃 白崎鼻北西端(カーブミラー)
ア	1から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線上120メートルの所
イ	〃 線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2から女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	〃 線上120メートルの所

3 地元地区 呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

1 公示番号 区第303号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市天応大浜 3 丁目地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基 点 1	呉市天応大浜 3 丁目天応浄化センター西側護岸 (天応第 1 期埋立地) 北西角 (内角)
〃 2	〃 〃 南西角から護岸沿い北西へ 40 メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上 620 メートルの所
イ	〃 320 メートルの所
ウ	2 から江田島町一ツ小島を見通す線上 310 メートルの所
エ	〃 610 メートルの所

- 3 地元地区 呉市天応伝十原町, 天応西条 1 ~ 4 丁目, 天応大浜 1・2 丁目, 天応東久保 1・2 丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町

- 1 公示番号 区第 3 0 4 号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市汐見町地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基 点 1	汐見町 1 丁目 1 3 番地の埋立地護岸北西角 (宅垣内川河口左岸角)
〃 2	呉市梅木町 1 番の埋立地護岸南西角から護岸沿い北へ 72 メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上 630 メートルの所
イ	〃 330 メートルの所
ウ	2 から 270 度 300 メートルの所
エ	〃 600 メートルの所

- 3 地元地区 呉市天応伝十原町, 天応西条 1 ~ 4 丁目, 天応大浜 1・2 丁目, 天応東久保 1・2 丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町

- 1 公示番号 区第 3 0 5 号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市狩留賀町地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻一時堆積場エプロン付け根南角から護岸沿い南へ80メートルの所

〃 2 狩留賀町3丁目橋津塗料店倉庫敷地北端から護岸沿い北へ16.5メートルの所

ア 1から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す(264度)線上470メートルの所

イ 〃  
〃 270メートルの所

ウ 2から264度100メートルの所

エ 〃 300メートルの所

3 地元地区 呉市天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町

1 公示番号 区第306号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 かき杭打式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市天応大浜2丁目地先

漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ, ウアを結んだ2直線によって囲まれた区域

基 点 1 天応大浜3丁目埋立地南東側護岸付け根から護岸沿い西へ60メートルの所

〃 2 〃 2丁目船だまり北側防波堤西側付け根から護岸沿い北へ41メートルの所

ア 1から天応大浜2丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 2から天応大浜3丁目埋立地南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点

ウ 1から天応大浜2丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と2から天応大浜3丁目埋立地南西角を結ぶ線との交点

3 地元地区 呉市天応伝十原町，天応西条 1～4 丁目，天応大浜 1・2 丁目，天応東久保 1・2 丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，大山町

1 公示番号 区第 307 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市阿賀南一文字防波堤地先	
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域	
基 点 1	呉市広多賀谷 3 丁目埋立地護岸南西角	
〃 2	〃 阿賀町阿賀マリノポリス埋立地南東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い南西へ 310 メートルの所	
ア	1 から 209 度 1030 メートルの所	
イ	〃 196 度 1120 メートルの所	
ウ	2 から下蒲刈町下黒島南端を見通す (141 度) 線上 935 メートルの所	
エ	〃 660 メートルの所	

3 地元地区 呉市阿賀南 1～9 丁目

1 公示番号 区第 308 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市阿賀町情島地先	
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域	
基 点 1	情島高山の鼻 (情島家村の北の鼻から北へ 2 番目の鼻)	
〃 2	〃 北端から南西へ 1 番目の鼻	
ア	1 から呉市音戸町大浦崎北東端 (亀の浦鼻) を見通す (311 度 30 分) 線上 100 メートルの所	
イ	〃 300 メートルの所	

ウ 2から音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上270メートルの所

エ // 70メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第309号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀町小情島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 小情島北端から南東へ一番目の鼻

// 2 // 北端

ア 1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上570メートルの所

イ // 200メートルの所

ウ 2から295度290メートルの所

エ // 299度310メートルの所

オ // 280度685メートルの所

カ // 300度800メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第310号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南1丁目地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 阿賀南1丁目護岸南東角

// 2 1から護岸沿いに北西へ85メートルの所

- 〃 3 広多賀谷3丁目広浄化センターと東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い北西へ 18 メートルの所
- 〃 4 〃  
〃 南東へ 100 メートルの所
- ア 2 から 207 度 240 メートルの所
- イ 〃 10 メートルの所
- ウ 3 からイを見通す線上 210 メートルの所
- エ 4 から阿賀南5丁目フェリー乗り場西角を見通す線上 218 メートルの所
- オ 1 から 206 度 140 メートルの所
- カ 〃 240 メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第311号

2 免許の内容たるべき事項

- |          |       |                  |
|----------|-------|------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称   | 時 期              |
| 第1種区画漁業  | のり養殖業 | 9月20日から翌年3月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- |       |  |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 呉市阿賀南9丁目観音崎地先  |
| 漁場の区域 | 次のアイを距岸（冠崎船だまり南側防波堤を含む。）25メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸225メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 呉市警固屋9丁目長郷小学校南東角前護岸点から東へ1番目の鼻  |
| 〃 2   | 〃 阿賀南9丁目冠崎船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ107メートルの所   |
| ア     | 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸25メートルの線との交点  |
| イ     | 2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す線と距岸25メートルの線との交点   |
| ウ     | 〃 225メートルの線との交点  |
| エ     | 1から小情島の高を見通す線と距岸225メートルの線との交点  |

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第312号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南8丁目地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 阿賀南8丁目駿河東側防波堤の階段部付け根から南西へ124メートルの所

〃 2 〃 大入船だまり西側防波堤の南側付け根から防波堤沿い南東へ34メートルの曲り角

ア 1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線上150メートルの所

イ 2から下蒲刈町下黒島西端を見通す線上150メートルの所

ウ 〃 300メートルの所

エ 1から尾ノ鼻を見通す線上300メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第313号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南8丁目大入地先

漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点 1 阿賀南8丁目駿河東側防波堤の東側の岩と護岸との境から護岸沿い北東へ87メートルの所

〃 2 〃 大入船だまり西側防波堤の南側付け根から防波堤沿い南東へ34メートルの曲がり角

ア 1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 2から下蒲刈町下黒島西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点

ウ 〃 線上50メートルの所

エ 1から尾ノ鼻を見通す線上30メートルの所



3 地元地区 呉市阿賀南 1～9 丁目

1 公示番号 区第 3 1 4 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 20 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市阿賀南 7 丁目地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	阿賀南 7 丁目 3 の 1 番地前暗渠南端から護岸沿い南西へ 69 メートルの所
〃 2	呉市阿賀マリノボリス埋立地北側付け根から護岸沿い北東へ 32 メートルの所
ア	1 から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
イ	〃 線上 138 メートルの所
ウ	2 から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線上 100 メートルの所
エ	〃 線と距岸 10 メートルとの線との交点

3 地元地区 呉市阿賀南 1～9 丁目

1 公示番号 区第 3 1 5 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 20 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市阿賀南 1 丁目, 2 丁目地先
漁場の区域	次のアイを阿賀南 2 丁目南側護岸及び埋立地予定地西側の捨石から 5 メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域。ただし, オ及びカを中心とする直径 10.5 メートルの円によって囲まれた 2 区域を除く。
基 点 1	阿賀南 3 丁目護岸南西角から護岸沿い東へ 125 メートルの所
〃 2	1 から 166 度 560 メートルの所
〃 3	〃 の線と阿賀南 1 丁目護岸南東角から 206 度の線と

の交点

- ア 1 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
- イ 3 から 2 を見通す線上 5 メートルの所
- ウ イから 1 と 3 を結んだ線に直角 (256 度) に西へ 50 メートルの所
- エ アから 1 と 3 を結んだ線に直角 (256 度) に西へ 50 メートルの所
- オ 1 から 157 度 441.9 メートルの所
- カ 2 から 170 度 430.7 メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南 1 ~ 9 丁目

1 公示番号 区第 3 1 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称   | 時 期                     |
|-----------|-------|-------------------------|
| 第 1 種区画漁業 | のり養殖業 | 9 月 20 日から翌年 3 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市阿賀南 1 丁目地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 阿賀南 1 丁目護岸南東角
- 〃 2 1 から 206 度 300 メートルの所
- 〃 3 〃 600 メートルの所
- ア 2 から 117 度 25 メートルの所
- イ 〃 130 メートルの所
- ウ 3 から 117 度 180 メートルの所
- エ 〃 25 メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南 1 ~ 9 丁目

1 公示番号 区第 3 1 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称   | 時 期                     |
|-----------|-------|-------------------------|
| 第 1 種区画漁業 | のり養殖業 | 9 月 20 日から翌年 3 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市阿賀南一文字防波堤地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 阿賀南一文字防波堤西側の燈火
- 〃 2 〃 東側の燈火

- ア 1 から 339 度 20 メートルの所
- イ // 120 メートルの所
- ウ 2 から 339 度 120 メートルの所
- エ // 20 メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南 1～9 丁目

1 公示番号 区第 3 1 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第 1 種区画漁業 のり養殖業 9 月 20 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市阿賀南一文字防波堤地先  
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 阿賀南一文字防波堤西側の燈火  
 // 2 // 東側の燈火  
 ア 1 から 159 度 170 メートルの所  
 イ // 20 メートルの所  
 ウ 2 から 159 度 20 メートルの所  
 エ // 170 メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南 1～9 丁目

1 公示番号 区第 3 1 9 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第 1 種区画漁業 のり養殖業 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市阿賀町情島地先  
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シアを結んだ 12 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 情島高山の鼻 (情島家村の北の鼻から北へ 2 番目の鼻)  
 // 2 // 北端から南西へ 1 番目の鼻  
 // 3 // 北端  
 // 4 // 東端  
 // 5 // 鳥取浜北端  
 ア 1 から呉市音戸町大浦崎北東端を見通す (311 度 30 分) 線上 300

	メートルの所	
イ	〃	500
	メートルの所	
ウ	3から呉市阿賀南9丁目観音崎を見通す(344度)線上500メートルの所	
エ	〃 呉市広小坪下猫崎を見通す線上300メートルの所	
オ	4から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線上300メートルの所	
カ	5から尾ノ鼻を見通す線上300メートルの所	
キ	〃 100メートルの所	
ク	4から尾ノ鼻を見通す線上100メートルの所	
ケ	3から下猫崎を見通す線上100メートルの所	
コ	3から観音崎を見通す線上100メートルの所	
サ	2から音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上70メートルの所	
シ	〃	270メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第320号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市広多賀谷3丁目埋立地地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点	1	呉市阿賀南1丁目南東角	
〃	2	〃 広多賀谷3丁目埋立地南西角から護岸沿い東へ30メートルの所	
〃	3	〃	280メートルの所

ア	1から188度1,520メートルの所
イ	2から187度700メートルの所
ウ	〃 940メートルの所
エ	3から192度910メートルの所
オ	〃 1,150メートルの所

- カ 1 から 188 度 2,020 メートルの所
- 3 地元地区 呉市広古新開 5 丁目, 広小坪 1 丁目, 阿賀南 1 丁目

1 公示番号 区第 3 2 1 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南 1 丁目地先 (黒瀬川)

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1 阿賀南 1 丁目南東角

〃 2 〃 黒瀬川呉市上水道水管橋右岸付け根中央から護岸沿い南へ 17 メートルの所 (呉市上水道水管橋下流側階段北側付け根)

ア 1 から 114 度 90 メートルの所

イ 〃 15 メートルの所

ウ 2 から 114 度 14 メートルの所

エ 〃 60 メートルの所

- 3 地元地区 呉市広古新開 5 丁目, 広小坪 1 丁目, 阿賀南 1 丁目

1 公示番号 区第 3 2 2 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市広多賀谷 2 丁目地先 (黒瀬川)

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域。ただし, オカ, カキ, キク, クオを結んだ 4 直線によって囲まれた区域を除く。

基 点 1 呉市広多賀谷 1 丁目黒瀬川県工業用水管橋の下流側左岸付け根樋門下流角から護岸沿い南へ 3 メートルの所

〃 2 〃 広多賀谷 3 丁目南西角の旧護岸角 (埋立地護岸との境界)

〃 3 呉市阿賀南 1 丁目黒瀬川県工業用水管橋 (黒瀬川河口から上流へ 3 番目の水管橋) の下流側右岸付け根樋門下流角から護岸沿い南へ 6 メートルの所

〃 4 〃

〃 の上流側右岸付け根から堤防沿い北へ1番目の  
堤防の金属標

- ア 1から3を見通す線上65メートルの所
- イ 〃 15メートルの所
- ウ 2から286度15メートルの所
- エ 〃 65メートルの所
- オ 4から150.46度242メートルの所
- カ 〃 149.55度247メートルの所
- キ 〃 151.22度252メートルの所
- ク 〃 152.14度247メートルの所

3 地元地区 呉市広古新開5丁目, 広小坪1丁目, 阿賀南1丁目

1 公示番号 区第323号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市広小坪1丁目地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 広小坪船だまり西側防波堤(長さ43メートル)突端

〃 2 〃 西側付け根から護岸沿い西へ95メートルの所

ア 1から191度30分200メートルの所

イ 〃 400メートルの所

ウ 2から191度400メートルの所

エ 〃 200メートルの所

3 地元地区 呉市広小坪1丁目, 阿賀南1丁目

1 公示番号 区第324号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市広長浜4丁目地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区

- 域
- 基 点 1 呉市広長浜 2 丁目長浜西船だまり東側防波堤東側付け根から護岸  
沿い東へ 85 メートルの所
- 〃 2 〃 長浜 4 丁目長浜小学校敷地中央南側護岸角南端
- ア 1 から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上 330 メートルの所
- イ 2 から亀ヶ首東端を見通す線上 330 メートルの所
- ウ 〃 590 メートルの所
- エ 1 から亀ヶ首東端を見通す線上 590 メートルの所
- 3 地元地区 呉市広小坪 1 丁目, 阿賀南 1 丁目

1 公示番号 区第 3 2 5 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町三津口深之浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケアを  
結んだ 9 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から護岸沿い南東へ  
40 メートルの所
- 〃 2 〃 道路沿い南東へ  
164 メートルの所の護岸点 (ヒューム管排水口)
- 〃 3 〃 南角から護岸沿い西へ  
50 メートルの所
- 〃 4 〃 東側埋立地南東角
- 〃 5 〃 黒地鼻西側の石積護岸と道路護岸 (コンクリート護  
岸) との接点から護岸沿い北西へ 50 メートルの所
- ア 1 から三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上 450 メートルの所
- イ 〃 100 メートルの所
- ウ 2 から三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線上 100 メートルの  
所
- エ 〃 180 メートルの  
所
- オ 3 から安浦町柏島恵比須神社を見通す線上 180 メートルの所
- カ 〃 100 メートルの所
- キ 4 から恵比須神社を見通す線上 100 メートルの所

- ク 5 から柏島南東端を見通す線上 50 メートルの所  
 ケ //
- 3 地元地区 呉市安浦町
- 1 公示番号 区第326号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市安浦町柏島地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを  
 結んだ9直線に囲まれた区域
- 基 点 1 柏島柏島神社鳥居東の柱  
 // 2 // 北東端の突堤東側付け根  
 // 3 // 南東端（上モタセの鼻）
- ア 1 から安浦町黒地鼻を見通す線上 30 メートルの所  
 イ // 260 メートルの所  
 ウ 2 から 50 度 530 メートルの所  
 エ 3 から 90 度 390 メートルの所  
 オ // 安浦町馬島北端を見通す線上 195 メートルの所  
 カ // 125 メートルの所  
 キ 2 からカを見通す線上 100 メートルの所  
 ク 2 から 119 度 135 メートルの所  
 ケ // 80 度 95 メートルの所

- 3 地元地区 呉市安浦町
- 1 公示番号 区第327号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市安浦町柏島地先  
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 200 メートルで結んだ線とウ  
 エ、エオ、オカを結んだ 3 直線とカアを距岸 30 メートルで結ん  
 だ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 柏島ハゲの鼻



〃	2	〃 恵比須神社前護岸角（継目）から護岸沿い東へ 63 メートルの所	
〃	3	〃 柏島神社鳥居東の柱から海岸沿い西へ 80 メートルの所	
ア		1 から安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点	
イ		〃	200
		メートルの線との交点	
ウ		3 から安浦町仏崎（コンクリート法面の底辺中央）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点	
エ		〃	線上
		95 メートルの所	
オ		2 から安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場（西側）進入路東側付け根を見通す線上 100 メートルの所	
カ		〃	
		〃	線と距岸 30 メートルの線との交点

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 2 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町三津口小日之浦地先  
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点	1	安浦町猿すべりの鼻から北東へ 1 番目の鼻
〃	2	〃 柏島柏島神社御座船艇庫西側のスベリの護岸西端から海岸沿い西へ 91 メートルの鼻
〃	3	〃 南端
〃	4	小日之浦賀茂神社の鼻
ア		1 から 2 を見通す線上 360 メートルの所
イ		〃 750 メートルの所
ウ		4 から 3 を見通す線上 405 メートルの所
エ		〃 205 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第329号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町三津口日之浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 2から護岸沿い北へ55メートルの所

〃 2 安浦町三津口日之浦新開南角から護岸沿い北へ215メートルの所  
(階段南側付け根)

〃 3 4から護岸沿い南西へ80メートルの所

〃 4 日之浦高須の鼻西角

ア 2から安浦町瀧崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 〃 1から3を見通す線との交点

ウ 3から1を見通す線上40メートルの所

エ 4から296度30メートルの所

オ 〃 の線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第330号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先

漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸30メートルで結んだ線とエオ, オカ, カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点 1 安浦町三津口日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ5メートルの所

〃 2 〃 120メートルの所

〃 3 亀戸新開護岸西角付け根(排水口)

ア 1から防波堤に平行に引いた線と距岸10メートルの線との交点

- イ 3 から安浦町湊崎の鼻を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
- ウ // 30 メートルの線との交点
- エ 2 から 132 度の線と距岸 30 メートルの線との交点
- オ // 150 メートルの所
- カ 1 から防波堤に平行に引いた線上 130 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 1 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称        | 時 期                   |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ, エオ, オアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 2 から護岸沿い南西へ 60 メートルの所
- // 2 亀戸新開東角
- // 3 安浦町亀戸婆石から西へ 1 番目の鼻
- ア 1 から日之浦高須の鼻を見通す線上 60 メートルの所
- イ // 線と距岸 5 メートルの線との交点
- ウ 2 から 156 度の線と距岸 5 メートルの線との交点
- エ 3 から 2 を見通す線上 5 メートルの所
- オ // 154 度 50 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 2 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称        | 時 期                   |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町水尻しょうろ新開, 水尻新開地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ 2 直線とウアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 水尻新開護岸南端から護岸沿い北へ 105 メートルの所

- 〃 2 しょうろ新開稚児明神鳥居中央
- ア 1 から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
- イ 〃 2 から安浦町安浦港東側防波堤東端（第一武智丸）を見通す線との交点
- ウ 2 から安浦港東側防波堤東端（第一武智丸）を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 3 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称        | 時 期                   |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町水尻しょうろ新開地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 しょうろ新開稚児明神鳥居中央
- ア 1 から 39 度 30 分 240 メートルの所
- イ 〃 44 度 30 分 330 メートルの所
- ウ 〃 53 度 30 分 300 メートルの所
- エ 〃 52 度 190 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 4 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称        | 時 期                   |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町水尻しょうろ新開地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 しょうろ新開稚児明神鳥居中央
- ア 1 から 12 度 30 分 580 メートルの所
- イ 〃 20 度 30 分 750 メートルの所
- ウ 〃 51 度 30 分 640 メートルの所

- エ                    "            46度30分410メートルの所
- 3 地元地区    呉市安浦町
- 1  公示番号    区第335号
- 2  免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類                    名        称                                    時        期
- 第1種区画漁業            かき杭打垂下式養殖業        1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置            呉市安浦町三津口実成新開地先
- 漁場の区域            次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基    点    1            実成新開南東角（北側）
- "            2            1から護岸沿い北へ180メートルの所
- "            3            安浦町安浦港東側防波堤突端
- "            4            "                                    東端（第一武智丸）
- "            5            "        水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央
- "            6            "        水尻新開から南へ1番目の鼻東端
- ア                    1から東広島市安芸津町小芝島北端を見通す線と3から6を見通す線との交点
- イ                    2から96度の線と3から6を見通す線との交点
- ウ                    "                                    4から5を見通す線との交点
- エ                    1から小芝島北端を見通す線と4から5を見通す線との交点

- 3 地元地区    呉市安浦町
- 1  公示番号    区第336号
- 2  免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類                    名        称                                    時        期
- 第1種区画漁業            かき杭打垂下式養殖業        1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置            呉市安浦町三津口子の浦新開地先
- 漁場の区域            次のイウを距岸30メートルで結んだ線とウエ、エア、アイを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし、安浦漁業協同組合漁船巻揚施設へ通じる幅員50メートルの区域を除く。
- 基    点    1            子の浦新開の排水口
- "            2            安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側付け根から護岸沿い東へ5メートルの所

- ア 1 から安浦町水尻しょうろ新開南東角を見通す線上 200 メートルの所
- イ " 線と距岸 30 メートルの線との交点
- ウ 2 から安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側護岸に平行に引いた線と距岸 30 メートルの線との交点
- エ " 線  
上 310 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称      | 時 期                   |
|-----------|----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町柏島地先
- 漁場の区域 次のアイ, イエ, エオ, オアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 柏島北東端の突堤東側付け根
- " 2 " 南東端 (上モタセの鼻)
- ア 1 から 80 度 95 メートルの所
- イ " 119 度 135 メートルの所
- ウ 2 から安浦町馬島北端を見通す線上 155 メートルの所
- エ 1 からウを見通す線上 100 メートルの所
- オ " 20 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類  | 名 称      | 時 期                   |
|-----------|----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町柏島地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸 30 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 柏島恵比須神社前護岸角 (継目) から護岸沿い東へ 63 メートルの

- 所
- 〃 2 〃 柏島神社鳥居東の柱
- ア 1 から安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場（西側）進入路東側  
付け根を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点
- イ 〃  
〃 線上 100 メートルの所
- ウ 2 から安浦町三津口かき作業団地北側の標高 153 メートルの山の  
高（三角点）を見通す線上 110 メートルの所
- エ 〃  
〃 線と距岸 30 メートルの線との交点
- 3 地元地区 呉市安浦町
- 1 公示番号 区第 3 3 9 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期  
第 1 種区画漁業 真珠養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市沖美町大黒神地先
- 漁場の区域 次の 1 ア, アイ, イウ, ウ 4, 4・3, 3・2 を結んだ 6 直線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 大黒神島黒山鼻東側付け根の鼻（大石の所）
- 〃 2 〃 の南西側護岸北端から護岸沿い南  
へ 15 メートルの所
- 〃 3 〃 王泊白石の鼻
- 〃 4 〃 の東の鼻
- 〃 5 〃 二ツ浜の小川河口左岸角
- ア 1 から沖美町能登呂山の高（542 メートル）を見通す（14 度）線  
上 150 メートルの所
- イ 5 から沖美町正光小田港東側防波堤付け根を見通す（14 度）線上  
250 メートルの所
- ウ 〃  
90 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市沖美町岡大王